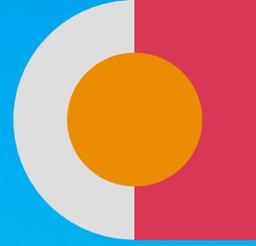


サステナビリティの論点

アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告に係る要求事項と
これまでの行程についての洞察



目次



01 はじめに 4

02 変わりゆく世界: サステナビリティ報告に関する
新たな規則や基準の必要性 5

03 どのようにサステナビリティ報告の基準、フレー
ムワークおよびイネーブラーが変化しているか 8

04 アジア太平洋地域におけるサステナビリティ
報告に係る要求事項の概要 13

05 サステナビリティ報告の状況:
主要な洞察 22

06 サステナビリティ報告を優れたものにするための
私たちのアプローチ 32

07 その他有用な情報: 付属資料 40
他の主要な法域におけるサステナビリティ報告に
係る要求事項
アジア太平洋地域における金融機関に固有のサス
テナビリティ報告に係る要求事項の概要



報告書のハイライト

なぜサステナビリティ報告が重要なのか

- サステナビリティへの期待が高まる中で、首尾一貫し、比較可能で、そして信頼されるサステナビリティ情報を基盤とした高品質のサステナビリティ報告に焦点を当てることは、経営上、理にかなっています。
- 高品質のサステナビリティ報告は、透明性およびリスクと機会の管理を通じて信頼を構築します。これにより、**企業価値とレジリエンスの向上**が可能となります。
- これを達成するためには、**グローバルで統合したサステナビリティ報告基準**や、**独立した第三者により保証された開示**などの重要な要素が不可欠となります。

アジア太平洋地域におけるグローバルなサステナビリティ報告基準の発展とサステナビリティ報告に係る要求事項の強化

- サステナビリティ報告の基準、フレームワークおよびイネーブラーによるエコシステムの複雑性は、急速に顕著になっています。
- **国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)** の創設は、グローバルで統合したサステナビリティ基準への第一歩であり、サステナビリティ報告の首尾一貫性と比較可能性を推進するものです。
- 同時に、**アジア太平洋地域の各規制当局**による、気候などのサステナビリティ報告に係る**要求事項の増加**は顕著となっています。
- 報告企業は、グローバルスタンダードに加えて、**現地の要求事項も把握する必要があります**。

アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告の状況から得られる重要な洞察

- 各法域において、**ほぼ全ての企業が重要なトピックを開示しています**。62%の企業が10~20件の重要なトピックを開示し、80%超の企業がマテリアリティに関する選考プロセスを開示しています。
- **ほとんど全ての法域において、70%以上の企業が、気候リスクをサステナビリティ課題として開示しています**。しかし、ほとんどの企業は、気候リスクが組織のリスク管理にどのように統合されているかを開示していません。
- **SDGsとGRI、次いでTCFDが最も一般的に使用されています**。今後特定の法域で義務付けられるTCFDに沿った報告が採用されることを私たちは想定しています。
- **ESGパフォーマンスと役員報酬との連動やそれを取締役に周知することは、一般的ではないように思われます**。しかし、オーストラリアでは、ESGパフォーマンスを役員報酬に結びつけた事例が多くあります。
- (固有の保証の要求事項を義務付けている)台湾を除き、大半の法域において**サステナビリティ報告書に対する保証の比率は高くありません**。
- **ESGとESGガバナンス構造の開示に関する取締役会の責任については、さまざまな結果となっています**。オーストラリア、香港、マレーシア、シンガポールでは、取締役会の責任とESGガバナンス構造を開示する企業が多くあります。

サステナビリティ報告を優れたものにするために

- 自社のサステナビリティ報告の行程を早くから開始し、**卓越したサステナビリティ報告のためのロードマップを構築することにより、規制や主要なステークホルダーの期待を超えた組織とすることが可能**となります。
- 自社の組織において卓越したサステナビリティ報告を推進するためには、**サステナビリティ報告の卓越性に関する主要な分野を認識し、なぜ各々に目的適合性があるのか、また、成熟に向けて何が必要となるのか理解することが重要です**。



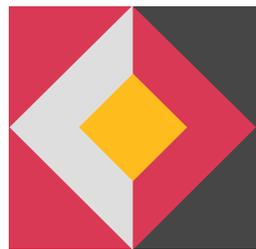
01

はじめに

環境、社会およびガバナンス(ESG)に関する幅広い課題に、各業界が対処し続ける中で、グローバルで首尾一貫し、比較可能で、信頼されるサステナビリティ報告の基準の開発に強く焦点が当てられてきました。同時に、多くの法域は、特に上場企業に対して、より多くのサステナビリティ報告を要求または推奨しています。また、これらの報告書に対する外部保証への期待も高まっています。

グローバルなサステナビリティ報告基準は、どのように発展しているのでしょうか。アジア太平洋地域では、サステナビリティ報告についてどのような要求や推奨がなされているのでしょうか。アジア太平洋地域では、サステナビリティ報告はどのように進化してきたのでしょうか。

本資料において、これらの問いに対する回答を見ていきます。私たちは、2021年半ば時点で入手可能な最新のサステナビリティ報告書を基に、アジア太平洋地域における上場企業上位650社からの洞察を提供するために、シンガポール国立大学(NUS)のガバナンス・サステナビリティ・センター(CGS)と提携してきました。これらの調査結果は、企業が次の報告期間において、首尾一貫し、比較可能で、信頼されるESG情報を提供し続けるために、追加的に焦点を当てる必要があると考えられる領域についてのガイダンスを提供します。





02

変わりゆく世界： サステナビリティ報告に関する 新たな規則や基準の必要性

報告に関する規範と期待の変化

投資家やより幅広いステークホルダーは、長期的な価値創造や、企業が社会に与える幅広い影響について、より戦略的で全体的な情報を求めるようになってきました。彼らは、サステナビリティ(ESGまたは非財務)情報が、グローバルで首尾一貫し、比較可能で、信頼される方法で報告される必要があることを強調してきました。

社会における企業の目的も変化しており、報告に対する要求も変わってきています。企業の長期的な企業価値は、財務上の側面だけでなく、企業の持続可能性の観点からも評価されています。

PwCは、財務報告にとどまらない企業報告の必要性に対処するため、一連のグローバルなサステナビリティ報告基準の開発を支持しています。

なぜサステナビリティ報告が重要なのか

規範や期待が変化する中で、サステナビリティ報告に焦点を当てることは理にかなっています。

サステナビリティ報告の価値

1. 信頼の構築

明瞭かつ有意義な報告は、提示された情報に対する信頼を向上させます。企業のESG戦略、方向性およびその進捗状況を明瞭に表現することは、**会社の評判を向上させ、経営の認証基盤を強化します。**

データ、プロセスおよび統制の質が高いほど、信頼の水準は高まります。

2. 透明性の向上

ステークホルダーは、自分たちにとって有意義な情報を積極的に要求します。ESG情報の利用は、企業が自社や株主の枠を超えて、**より広範な社会への影響**に目を向けるようになるにつれ、ますます広範かつ複雑になっています。

企業が有用と考える内容を任意で報告することを除けば、多くの企業は、**現在および将来の規制**によって義務付けられるあるいは義務付けられるであろう開示要求事項に対応しようとしています。

3. リスク管理と機会の創出

サステナビリティ情報の報告方法によっては、企業は競争上、優位となり得ます。**リスクを減らし機会を創出**するために、企業は、自社の全体像を示すとともに、**適切な意思決定を行うための基礎の一部として、ESG戦略を包括的に考慮した上で報告を行うべきです。**

4. 企業価値の向上

市場の事例によれば、透明性があり、目的適合性と信頼性のあるESG情報の報告は、ステークホルダーの信頼を向上させ、資本コストを削減し、従業員により有意義な関与を促し、そして資本市場やその他の第三者融資へのアクセスを拡大し得るものです。これは、**高品質のESG報告と価値の向上がリンクしていることを証明しています。**コンプライアンスを超えた高品質のESG報告は、**企業価値を創出し高める有意義な変化をもたらす可能性があります。**

首尾一貫性を高め、信頼を構築するために、グローバルで統合したサステナビリティ報告基準に向かう動きがあります。同時に、ステークホルダーのニーズや期待を背景に、アジア太平洋地域を含めた法域においてサステナビリティ報告への要求が急増しています。企業は、財務報告を超える企業報告を再構築する必要があります。

サステナビリティ報告の義務化の流れは、サステナビリティ報告に対する基準と期待は財務報告と同程度に高くあるべきという私たちの考えを支持するものです。世界中で強制的な規制が受け入れられていることは、首尾一貫性と比較可能性を高め、グローバルで統合したサステナビリティ基準に向けた前向きな動きです。



私たちの視点

企業は、ステークホルダーの要請に応え、急速に進化する要求事項に対応するために、企業報告を再構築する必要があります

首尾一貫性と信頼を推進するために、グローバルに整合した基準が必要です

ESG情報が信頼されるためには、独立した第三者によって保証される必要があります

非財務報告に関する基準と期待は、財務報告に関する基準と期待と同程度に高い水準にあるべきです

サステナビリティ報告においてステークホルダーが重視する点

信頼性のある適時な情報である

企業がサステナビリティ報告の目的とサステナビリティ戦略をどのように計画し、実行しているか

共通の開示により裏づけられている

独立した第三者によって保証されている

本報告書は、アジア太平洋地域における報告の「対をなす推進力」を分析しています。

1. グローバルなサステナビリティ報告のエコシステムの開発(第3章)
2. アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告に係る要求事項の開発(第4章)

また、アジア太平洋地域の特定地域における大規模上場企業のサステナビリティ報告を分析し、最も関連性が高いと思われる示唆を提供しています(第5章)。



03

どのようにサステナビリティ報告の基準、フレームワークおよびイネーブラーが変化しているか

次のセクションでは、サステナビリティ報告のエコシステムにおける主要な参加者に焦点を当て、各々の背景や使命を見ていきます。これらは、本報告書の発行時点である2022年4月までの情報に基づくものです。



組織	背景／使命	種類 (注参照)
WBCSD (持続可能な開発のための世界経済人会議)	持続可能性に関するグローバルな会話に 企業の声 を注入するために、1995年に発足しました。 CEO主導の組織 であり、株主、環境、社会のために最大限のプラスの影響をもたらすことに注力し、メンバー企業の成功と持続可能性の向上を支援しています。	イネーブラー
GRI (グローバル・レポートング・イニシアチブ)	GRIは、1997年に設立されました。その目的は、企業による責任ある環境行動原則を遵守するための最初の説明責任のメカニズムを創設することであり、その後、社会、経済、ガバナンスの問題を含めるように拡大されました。2000年には、サステナビリティ報告の最初のグローバルフレームワークを提供するために、GRIの第1版が発表されました。2016年には、GRIはガイドラインの提供から、 マルチステークホルダー を対象としたサステナビリティ報告に関する 最初のグローバル基準 であるGRI基準の制定に移行しました。	基準
CDP (カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)	CDPは、企業(および都市、州、地域)を対象とした グローバルな開示システム であり、2000年に発足しました。こちらは、企業が与える環境への影響において、ステークホルダーに対して透明性を高めるように設計されています。企業は、スコアと引き換えに自発的にCDPに情報を提供します。CDPデータは、人々と地球の持続可能な経済の構築に向けたグローバルな進展を追跡します。CDPデータとスコアは、格付機関やランキングを通じて金融市場にフィードバックされます。	単一課題
GHGプロトコル (温室効果ガス・プロトコル)	GHGプロトコルは、1990年代後半の企業の温室効果ガス(GHG)の会計と報告に関する国際基準の必要性に対応するため、2001年に作成されました。GHGプロトコルは、民間および公共事業、バリューチェーンおよび削減行為からのGHG排出量を測定・管理するための包括的な世界標準のフレームワークを確立しています。	単一課題
CDSB (気候変動開示基準委員会)	CDSBフレームワークは2007年に開始され、投資家の利益のために主流の報告書の中で 環境と気候変動に関する情報 を報告するための任意のアプローチを定めています。これにより、投資家は、特定の環境問題と、組織の戦略パフォーマンスおよび見通しとの関係を評価できます。このフレームワークは、気候関連財務開示タスクフォース(TCFD)(下記参照)における提言や他の主要な報告要求事項に整合させるため、2018年4月に更新されました。	単一課題
IIRC (国際統合報告評議会)	IIRCは、投資家(最近はより多くのステークホルダーの視点に移行)を主たる対象者として、戦略的な 将来志向の報告 に焦点を当てて、2010年に設立されました。IIRCは、 結合された報告 を推進するための7つの 指導原則 と、統合報告書の全体的な内容を規定する8つの構成要素に基づいた、 業界横断的なフレームワーク を提供しています。	フレームワーク
SASB (サステナビリティ会計基準審議会)	SASBは、主に 米国の企業提出書類に適用される業界固有の基準 を開発するために2011年に設立されました。 財務上重要な環境、社会、ガバナンス トピックに関する比較可能な非財務情報を 投資家 に提供し、意思決定に有用な情報について企業と投資家間のコミュニケーションを促進しています。	基準
国連指導原則報告フレームワーク	2015年に開始されたこのフレームワークは、企業が3つのパートにおいて人権問題を報告するための31の質問を設定しています。 <ul style="list-style-type: none"> 人権尊重のガバナンス 報告の焦点の定義 顕著な人権問題の管理 	フレームワーク(単一課題)
国連持続可能な開発目標(SDGs)	これらは、「全ての人にとってより良く、より持続可能な未来を達成するための青写真」となるよう設計された、相互に関連する17のグローバルな目標の集まりです。これらは2015年に国連総会によって設定され、2030年までに達成されることを目的としています。これらは、目標と指標を形成し、ESG報告においてよく用いられます。	イネーブラー





組織	背景／使命	種類 (注参照)
科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)	2015年に開始されたSBTiは、企業が科学に基づいた排出削減目標を設定できるようにすることで、民間部門における意欲的な気候変動活動を推進することを目指しています。削減目標は、パリ協定の目標(地球温暖化を産業革命前の水準と比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をする)を達成するために必要であると最新の気候科学が主張している内容と一致しています。SBTiは、CDP(カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)、WRI(世界資源研究所)、WWF(世界自然保護基金)、UNGC(国連グローバルコンパクト)など、いくつかの組織間の連携です。SBTiは、科学に基づく目標(SBT)において認められた基準を確立し、SBTの24の基準と、企業が目標を策定・検証するためのプロセスを設定しました。これは、TCFD提言に対する企業の対応として役立ちます。	単一課題
TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)	2017年に設立されたTCFDは、 気候変動の単一課題 に関する報告フレームワークを公表し、 気候リスクが企業に与える財務上の影響 に関するより多くの情報を投資家に提供するために、企業が気候関連情報を 任意 で開示することを推奨しています。当初は任意での適用を意図していましたが、2020年、ニュージーランドと英国は、TCFD報告を今後数年間で義務付ける初めての政府となりました。2021年6月に、最大の経済圏であるG7の財務大臣は、各々の法域においてTCFD報告を義務付ける意向を表明しました。	単一課題
TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)	TNFDは、TCFDの活動をベースとしており、2023年に報告フレームワークとして提供される予定です。TCFDは気候に焦点を当てたフレームワークであり、気候レンズを通じた自然関連リスクの一部分のみを対象としています。TCFDのフレームワークでは、海洋食物連鎖におけるプラスチック問題や土壌肥沃度の減少など、他の自然関連リスクは除外されています。TNFDは、TCFDの構造と基盤に基づいて構築され、重複を避けて相乗効果を利用しています。時間の経過とともに、2つのフレームワークは補完的になります。G7の財務大臣は、TNFDをエンドースしました。	単一課題 (進行中)
世界経済フォーラム国際ビジネス評議会 (WEF IBC)	これは、投資家を含むステークホルダーに対してより首尾一貫した比較可能な報告を可能にし、長期的な価値創造のための優先的な一般的な指標を識別するのに役立つために、世界経済フォーラム(WEF)の国際ビジネス評議会(IBC)から要請されたイニシアチブです。この目標は、ESG報告の共通のベースラインを設定し、品質と比較可能性を向上させ、グローバルな解決策の触媒となるように、既存の基準設定団体間の協力を促進するものです。WEF IBCは、可能な場合には現行の堅牢な基準を使用し、主要な報告書における優先トピックを詳しく説明するために推奨される、(業界にとらわれない)一般的なESG指標を公開しています。これらの優先指標は、「人」、「地球」、「ガバナンス原則」および「繁栄」の4つの柱に分類されています。	フレームワーク

注

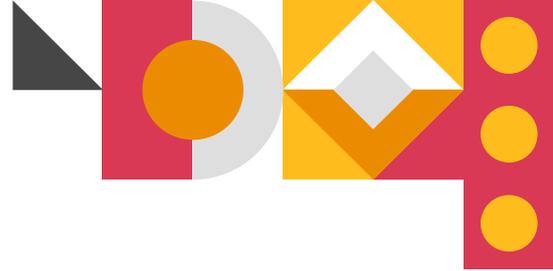
イネーブラー: 報告に影響を与える持続可能な企業行動のために活動している組織

基準: ESGテーマごとに報告すべきもの

フレームワーク: 「どのように」ESG情報が構成・作成され、どのトピックを取り上げるかについての原則ベースのガイダンス

単一課題: 単一のESG課題に焦点を当てた基準／フレームワーク／測定プロトコル





国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の参入

2021年11月のCOP26会議において、IFRS財団の評議員会は、ISSBの創設を発表しました。その目的は、公共の利益のために、高品質で、理解可能で、強制力があり、そして、明確な原則に基づいてグローバルに受け入れられた一連のサステナビリティ基準を開発することです。G7諸国の大臣は、ISSBに対する支持を表明しつつ、グローバルなサステナビリティ報告基準の創設に向けた推進を後押ししています。

ISSBの創設は、グローバルで統一されたサステナビリティ基準への第一歩であり、ESG報告の首尾一貫性と比較可能性を推進するものです。COP26における主な発表として、以下のものがあります。

- バリュー・レポーティング財団¹ (SASBとIIRC) および気候変動開示基準委員会 (CDSB) との統合
- ISSBの設立とガバナンス構造
- 2つのプロトタイプ公表 (気候と全般的開示)

ISSBの戦略的方向性と主な検討事項

- 投資家の意思決定に影響を与える企業価値の開示に焦点を当て、**投資家の情報ニーズ**に応える。
- さまざまなサステナビリティ報告の基準やフレームワークについての**既存の作業**に基づいた構築。
- 各法域がそれぞれ固有の法令上および規制上の要求事項を組み合わせた適用を可能とすることにより、世界中で共通の情報に対する投資家のアクセスを可能にする**グローバル・ベースライン**の策定。
- **気候から始め**、他の環境、社会およびガバナンスの問題を取り上げる。

ISSBの戦略的方向性と主な方向性は、以下のとおりです。



¹ 2021年6月9日、IIRCとSASBは、バリュー・レポーティング財団を設立するための合併を正式に発表しました。バリュー・レポーティング財団は、「統合思考原則」「統合報告フレームワーク」「SASB基準」の3つの重要なリソースを活用して、事業や投資家の意思決定を支援しています。これらのツールは、企業や投資家が、企業価値と、それが時の経過とともにどのように創造され、保存され、または損なわれるかについての共通の理解を展開させるのに役立ちます。また、バリュー・レポーティング財団は、IFRS財団をはじめ、世界中の主要なフレームワークの提供機関や基準設定主体との緊密な協力により、より首尾一貫した企業報告システムの実現を目指しています。

これを運営するために、IFRS財団の評議員会は、**技術的準備ワーキンググループ(TRWG)**を設立し、優先順位付けと計画立案を支援するため、基準と戦略に関する技術的提言を行う任務を与えています。当グループのメンバーは、IFRS、TCFD、CDSB、WEFおよびバリュー・レポーティング財団となっています。

TRWGの目的は、以下に焦点を当て、長年にわたり確立された国際的イニシアチブの作業に基づいて、ISSBが基準を構築することを可能にする点にあります。

- 企業価値(投資家の判断にとって重要な情報)
- ESG/サステナビリティの範囲(気候優先)
- 既存の基準やフレームワーク(TCFD、SASB、GRIなどに)に基づく構築
- グローバルで一貫したベースラインを達成するためのビルディング・ブロック・アプローチの採用(主要な法域との協力)

ISSBは、全ての基準をTCFDの4つの柱のフレームワーク(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標および目標)に基づくべきであると提案し、2つのプロトタイプ(気候および全般的開示)を公表しました。2022年前半にはその公開草案が公表される予定です(次列参照)。

IFRSサステナビリティ開示基準案 (2022年3月)

2022年3月31日、ISSBは、最初のIFRSサステナビリティ開示基準案を2つ公表しました。IFRSサステナビリティ開示基準案は、最終化されれば、企業価値を評価する際の投資家の情報ニーズを満たすよう設計されたサステナビリティ開示の包括的なグローバル・ベースラインを形成します。

この提案は、G20首脳、証券監督者国際機構(IOSCO)などの要請を受けて、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する企業の情報を強化するように開発されました。

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」案(全般的要求事項ED)は、全ての重大なサステナビリティ関連のリスクと機会についての情報を開示することを企業に要求します。

IFRS S2号「気候関連開示」案(気候ED)は、気候関連のリスクと機会に焦点を当てています。TCFD提言を組み込んで、産業ベースのSASB基準から派生した産業分類に合わせた指標が含まれています。

ISSBは、他の国際機関や法域と緊密に協力してグローバル・ベースラインの法域の要求事項への組み込みを支援し、より広範なステークホルダーグループを対象とした要求事項との両立を確保しようとしています。ステークホルダーは、サステナビリティ報告において法域と協議することを奨励されています。コメント期間は120日であり、期限は2022年7月29日です。ISSBは、2022年後半に提案に対するフィードバックを検討し、その内容次第ではありますが、年内の新基準の公表を目指しています。





04

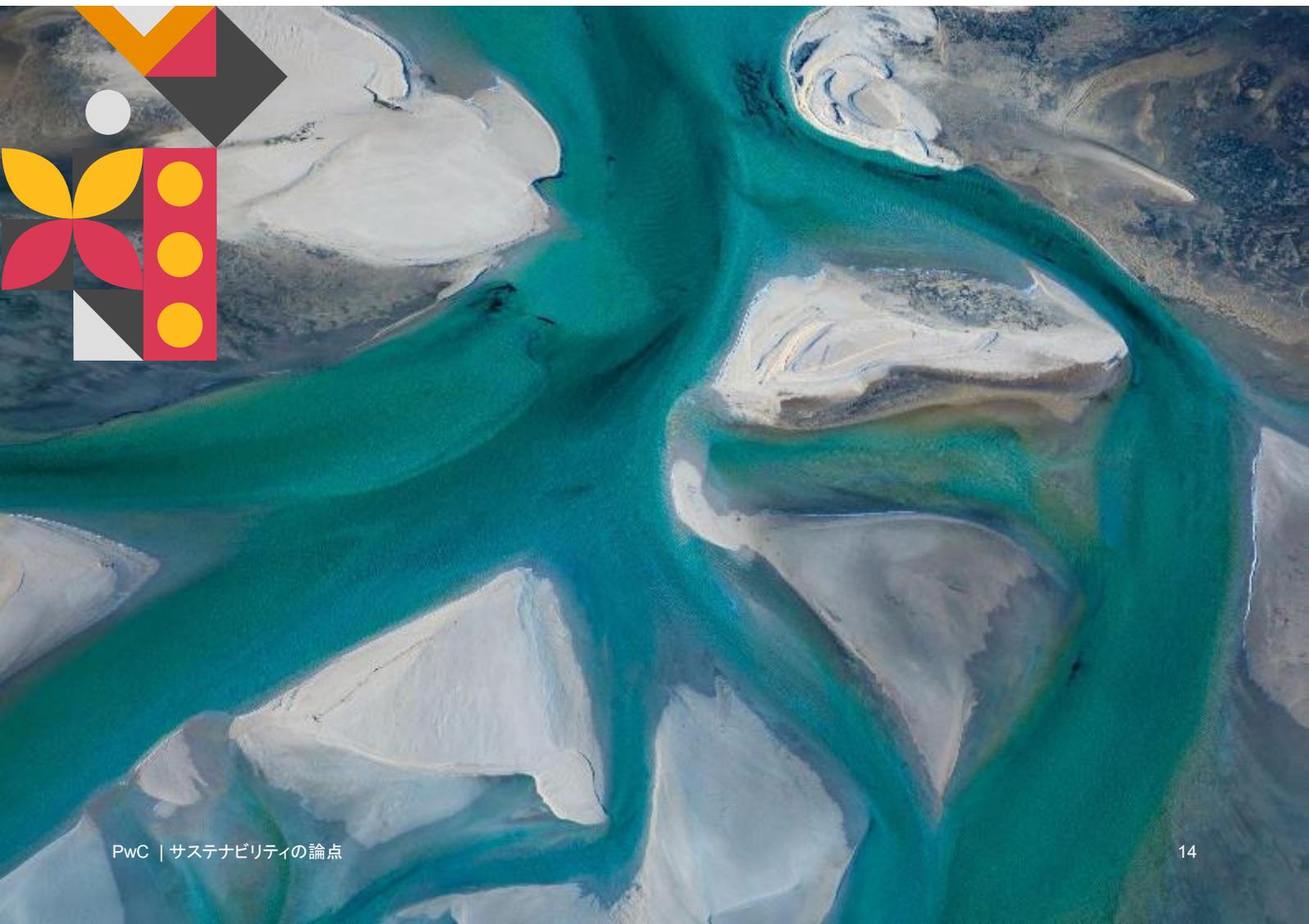
アジア太平洋地域における サステナビリティ報告に係る 要求事項の概要

サステナビリティ報告に係る要求事項は、各法域に固有の要求事項ですが、アジア太平洋地域において拡大し続けています。次のセクションは、本報告書の発行時点である2022年4月までの情報に基づいています。



多くのアジア太平洋諸国は、サステナビリティ報告における要求事項や推奨事項を公表しており、一部の国では、今後数年間に実施すべきサステナビリティ報告の追加的な要求事項を公表しています。以下の表は、報告に係る要求事項および推奨事項において顕著なもの概要を示しています。

法域	現状	今後
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 現時点において、強制的なサステナビリティ報告はありません。 ただし、コーポレートガバナンス・コードでは、上場企業に対して、環境および社会的リスクの開示を推奨しています。 コーポレートガバナンスの原則と提言は「該当しない場合は理由を示す (if not, why not)」アプローチに従っています。 オーストラリア証券投資委員会およびオーストラリア健全性規制庁などのさまざまな規制機関は、重要な気候リスクは識別・開示されるべきであると指摘しています。 オーストラリアの法的要求事項において、一部の企業に対して、現代奴隷法、職場男女共同参画法、温室効果エネルギー報告法などの特定の連邦法に関連する非財務情報の開示を要求しています。 	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアサステナブル金融イニシアチブ (APRAおよびASICにより支援されている)は、2020年に、オーストラリアのサステナブル金融ロードマップを公表し、さまざまな期間にわたる37の推奨事項をリストアップしました。 企業のサステナビリティ報告に関して国際的に義務化が施行され、責任投資を支持する金融セクターの傾向が高まる中で、規制に対する需要が高まる可能性があります。 オーストラリア会計基準審議会 (AASB)は、サステナビリティ報告を作業プログラムに追加し、最近ではISSBの公開草案に関するコメント要請を行いました。





法域	現状	今後
中国	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国証券監督管理委員会 (CSRC) は、2021年6月、上場企業の半期および年次報告書に「環境および社会的責任」の項目を追加する新しいガイドラインを発表しました。これは、以下の内容を含んでいます。 <ul style="list-style-type: none"> － 大気、水および土壌の汚染防止対策の開示 － 廃棄物の管理方法 － 環境インシデント、特に罰則が科される場合の報告 － ESGリスクの報告-説明のみ (ESGリスクの指標を要求する規則はない) ● CSRCは、企業が炭素排出量、炭素削減対策、生物多様性への影響、社会問題がもたらすリスク、貧困削減、地方活性化について任意に報告することを奨励しています。 ● CSRCは、ESGのフレームワークには言及していませんが、グローバル基準の策定に関して国際機関との緊密な協力が期待されています。最も一般的に利用され、グローバルで認知されている報告のフレームワークは、GRIです。 ● 2021年12月、中国生態環境部は、「企業の環境情報開示の管理に関する措置」規則を公表し、2022年2月8日に施行しました。この措置は、主要な汚染物質の排出源・排出企業、クリーン生産監査が要求される企業に適用されます。 ● 上海や深圳などの一部の地方自治体も、企業の持続可能な開発と社会的責任に関する指針を公表しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● A株上場企業に強制適用されるESG報告ガイドは、2022年末頃に発表される予定です。 ● 2022年1月に発表されたとおり、上海証券取引所は、Kechuang50インデックス企業を対象とした新たなガイダンスを公表し、構成企業50社に対して社会的責任報告書の発行を要求しています。企業は、年次報告書とともに社会的責任報告書を発行します。当該報告書は「2030年までにCO₂排出量をピークアウトさせ、2060年までにカーボンニュートラルを実現する」目標と持続可能な開発を推進するための活動に関する開示に焦点を当てています。



法域	現状	今後
香港	<ul style="list-style-type: none"> 香港証券取引所 (HKEX) の上場規則にはESG報告ガイドが含まれます。ここでは、(a)「遵守せよ、さもなければ説明せよ (comply or explain)」条項および (b) 推奨されているが報告する必要がない開示の2つのレベルの開示義務があります。 2020年7月1日以降に開始する事業年度に発効となる最大の更新は、企業に追加のESG情報の開示を要求するというものです。 2021年以降において、30を超える特定のESG主要業績指標 (KPI) が、ESG報告ガイドに従って「遵守せよ、さもなければ説明せよ」ベースで報告されています。 HKEXは、上場企業に対して、2022年1月1日から施行される企業リスク管理評価において、ESG関連のリスクを含めるよう要求しています。リスク管理と内部管理システムの有効性や、重要なリスクの継続的な監視に関する取締役会の年次レビューにおいて、ESGリスクは対象となり考慮されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年5月、香港金融管理局 (HKMA) は、3つのフェーズにより、サステナブルファイナンスを促進するための重要な措置を発表しました。2020年12月、HKMAは、2025年までに関連するセクター全体にTCFDを義務付ける計画を発表しました。 HKEXは、香港でどのようにISSBの要求事項を導入するかについて協議を行う予定であり、2023年に最終決定する予定です。
インド	<ul style="list-style-type: none"> 時価総額上位1,000社の上場企業のESGに関する報告について、企業責任報告書 (BRR) を作成するための要求事項があります。 統合報告 <IR> は、BRRの作成が要求される上位500社によって任意に採用される可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業責任サステナビリティ報告書 (BRSR) の開示として知られる新たなESG報告書の要求事項には、「責任ある企業行動に関する国家ガイドライン」(NGRBCs) における9つの原則が含まれています。 2021年および2022年の報告までは任意ですが、2022年および2023年の報告から強制となり、上位1,000社の上場企業に適用されます。 国際的に認められた報告フレームワーク (GRI、SASB、TCFD、もしくは統合報告) に基づく既存の報告は、BRSRへの開示を相互参照する場合があります。 BRSRは、ESGパラメーターの定量的および定性的な開示の標準化を行い、企業、セクター、および期間にわたる比較を可能にすることを目指しています。 開示は、必須の指標 (強制報告) と代表的な指標 (任意報告) に分けられています。



法域	現状	今後
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> • Otoritas Jasa Keuangan(OJK)は、上場企業に対してPOJK51/POJK.03/2017を通じたサステナビリティ報告の公表を求めており、2020年から順次始められています。 • 上場企業によって実施されるべきサステナブルファイナンスの9つの原則があります。 • サステナビリティ報告の詳細は、SEOJK16/SEOJK.04/2021で規定されており、サステナビリティ・ガバナンスおよびパフォーマンスが含まれています。サステナビリティパフォーマンスは、以下の内容を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> - 経済性(生産量、収入、利益、環境に優しい製品、地域住民の参加) - グリーン環境(エネルギー、排出量、廃棄物、生物多様性) - 社会的側面 	<ul style="list-style-type: none"> • インドネシア証券取引所(IDX)は、インドネシアの資本市場におけるサステナビリティを支援するという大望の一環として、2021年6月にTCFDのサポーターとなりました。 • 2021年には、GRIとインドネシア政府との間で協定が結ばれ、国連SDGsのコミットメントの支援や、報告フレームワークの提供を受けることになりました。新たなESGガイダンスでは、企業がGRI基準とSDGの目標や指標を結びつけることによって、どのように開示要求事項を充足できるかが明確になります。
日本	<ul style="list-style-type: none"> • コーポレートガバナンス・コードは、東京証券取引所に上場している全ての企業に対して一般的な要求事項を求めるとともに、プライムおよびスタンダード市場の上場企業に、「遵守せよ、さもなければ説明せよ(comply or explain)」アプローチの下における、追加的な要求事項を要求しています。 • 日本のコーポレートガバナンス・コードの改正により、プライム市場の上場企業は2022年4月4日以降、TCFDの要求事項の充足が追加的に要求されています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 金融庁(FSA)の企業開示に関するワーキング・グループは、サステナビリティとガバナンスに関連する要因について、気候報告および開示を必須とするガイドラインを提案しています。企業は、気候関連のリスクについて報告を求められる可能性があります。 • 新しい規則は、現行の「遵守せよ、さもなければ説明せよ(comply or explain)」アプローチよりも強制力があり、広範なものとなる見込みです。金融庁は、ESG関連ファンドの認証のための新しいフレームワークを設けており、国内で販売されているソーシャルボンドに関する最終的な自主的プロセスに係るガイドラインの公表が予定されています。 • 国際的なサステナビリティ開示基準の開発に寄与し、国内のサステナビリティ開示基準を開発するため、2022年6月末までにサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が設立される予定です。





法域	現状	今後
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ESG報告は、上場規則として要求されています。すなわち、重要な経済、環境および社会（EES）的なリスクと機会の管理について、年次報告書における説明の開示が要求されています。 従来よりGRIが最も普及していますが、マレーシア証券取引所によって義務付けられている首尾一貫したESGのフレームワークはありません。マレーシア証券取引所は、サステナビリティ要素の報告を取り込むために、2015年に「サステナビリティ報告ガイド」を、2018年にその第2版を発行しました。当該ガイドへの準拠は任意となっています。 マレーシアのコーポレートガバナンス・コード（MCCG）は、2021年に改定され、より詳細な企業情報の開示が行われるようになりました。ここでは、目標設定、ギャップ分析、およびギャップを解消するための取り組みなどの開示が期待されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 2022年3月、マレーシア証券取引所は、サステナビリティ報告に関連する主要な提案についての協議文書を公表しました。ここでは、規定されたサステナビリティに関する事項やTCFD提言に沿った指標の開示要求などが含まれています。 マレーシア証券委員会の5年間の資本市場マスタープラン3（2021）は、開示を通じた市場の透明化向上など、気候変動対策への取り組みを強化しています。
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> 上場企業は、コーポレートガバナンス・コードを通じて、環境、経済および社会的なサステナビリティ要因と慣行に関する非財務情報を開示する義務があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模上場企業および金融機関に対するTCFD報告は、2023年以降の報告年度において義務化されます。これに伴い、2024年以降には、GHG排出量構成要素に関する外部保証が要求されます。 ニュージーランド準備銀行は、気候関連リスクを含めた監督アプローチを展開しています。 外部報告審議会は、今後数年間の任意適用に向けて、包括的なESG報告フレームワークの開発に取り組んでいます。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> 上場企業は、国際的に認知されたサステナビリティ報告のフレームワークと基準に準拠したサステナビリティ報告書、または証券取引委員会（SEC）の報告テンプレートを通じて、サステナビリティ課題に対する寄与について報告することが要求されています。 これらの報告書は、企業の年次報告書と共に提出されるものとなっています。 SECが定めるサステナビリティ報告フレームワークは、グローバルで認められた基準やフレームワーク、特にGRIのサステナビリティ報告基準、IIRCの統合報告フレームワーク、SASBのサステナビリティ会計基準およびTCFD提言に基づいて構築されています。 	<ul style="list-style-type: none"> SECは、2019年度の報告期間から「遵守せよ、さもなければ説明せよ」アプローチに従っています。しかし、2023年（2022年度の報告期間）からは、全ての上場企業は規制当局が設定したサステナビリティ報告ガイドラインへ準拠することが義務付けられています。SECはまた、非上場企業に対しては任意の、そして最終的には強制的な報告を導入しようとしています。





法域	現状	今後
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール取引所に上場している全ての企業には、以下の5つの主要な構成要素が要求されています(2017年から適用)。 <ul style="list-style-type: none"> 報告フレームワーク マテリアリティ評価 方針、実務およびパフォーマンス報告 目標の設定 取締役会の声明 	<p>シンガポール上場企業</p> <ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ報告プロセスに対する最小限の内部または外部のレビュー(2022年から適用) 高炭素産業を優先したTCFD提言の義務化と「遵守せよ、さもなければ説明せよ」アプローチの適用(2022年から適用) 取締役会の多様性の開示(2022年から適用) 主要なESGファクター(27ファクター)(2022年から適用) 取締役の研修の義務化(2022年から適用)
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ESG関連事項の開示は、以下を通じて実施されます。 <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書(必須) 韓国取引所ガバナンス報告書(必須/任意) サステナビリティ報告書(任意) グリーン成長基本法によれば、上場企業は、GHG排出量とエネルギー量の開示を含む報告書を定期的に発行する必要があります。グリーンカンパニーに指定された企業は、いつでも韓国取引所に対して自主開示を行うことができます。 2019年以来、証券市場に上場している企業には、ガバナンス報告書の開示が義務付けられています。 企業はグローバル基準やフレームワーク(通常はGRI基準)に従ってESG事項を任意で開示しており、リーディング企業ではESG格付イニシアチブに対応することで企業のサステナビリティ管理状況を報告しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス報告書の開示が義務付けられている企業は、総資産に基づいて2022年以降段階的に拡大されます。 2021年1月14日、金融委員会は、サステナビリティ報告書開示の第3フェーズにおいて、以下の段階に分けて実施する計画を発表しました。 <ul style="list-style-type: none"> ステップ1: 自主的な開示 ステップ2: 2兆ウォン以上の資産を持つ韓国総合株価指数(KOSPI)上場企業の義務化(2025年から) ステップ3: KOSPI上場企業の義務化(2030年以降) 2021年12月、産業通商資源部は、関係省庁が共同で作成したK-ESGガイドラインを発表しました。





法域	現状	今後
台湾	<ul style="list-style-type: none"> 台湾証券取引所規則は、上場企業および店頭登録企業に、GRIが発行する最新のGRI基準を参照したサステナビリティ報告書(ESG報告書)の作成を要求しています。 食品、金融、保険、化学業界の上場企業のESG報告書には、業界固有のESG開示と外部保証が記載されます。 年次報告書におけるESG関連開示を管理する規制は、より具体的で定量的なデータを要求するように更新されています。 	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンス3.0-持続可能な開発ロードマップ。2022年の結果を踏まえて2023年に発行された報告書の場合、ESG報告の閾値が、資本金額NTドル50億からNTドル20億に引き下げられます。 既存のESG報告要求事項に加えて、TCFDおよびSASBに関連するESG開示も追加されています。 金融監督管理委員会(FSC)は、上場企業および店頭登録企業とその子会社に対して、2027年までにGHGインベントリを完成させ、2029年までに検証を受けることを要求する段階的計画を開始します。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> 証券取引委員会(SEC)のコーポレートガバナンス・コードでは、選択したフレームワークに基づくサステナビリティ報告が必要となりますが、タイ証券取引所(SET)のガイダンスに従い、GRIの利用が一般的です。 2022年に、全ての上市企業がフォーム56-1 One Report(2021年12月31日に終了した会計期間から適用)によってESGパフォーマンスを報告することが義務付けられています。当該報告の提出は、財務報告の終了日から3カ月以内でなければなりません。 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年11月17日、SETはTCFDの支持を発表しました。 SETは、気候変動に起因する経済的リスクと機会に対処する方法の理解を深め、また気候開示の国際的なベストプラクティスであるTCFDに沿った水準を引き上げることを目的として、一連のTCFDおよびSDGsワークショップを実施し、気候変動がビジネスに与える影響に関する知識を提供しました。





法域	現状	今後
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム財務省は、上場企業に対して、年次報告書において、事業活動の社会的および環境的影響ならびに社会的コミットメントを考慮することを要求しています。これには以下のものが含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> 環境への影響(例 GHG排出量) 原材料管理 エネルギーと水の消費量 環境保護法の順守 従業員に対する方針 地域社会に対する責任についての報告 グリーン資本市場活動に関する報告 上場企業は、サステナビリティ報告にあたって、グローバルで受け入れられている報告および開示基準を適用することを奨励されています。 	記載すべき進展はありません。





05

サステナビリティ報告の状況： 主要な洞察

シンガポール国立大学(NUS)のガバナンス・サステナビリティ・センター(CGS)との協働により、アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告の状況についての洞察を集めました。これらは、ステークホルダーが2022年に発行されるサステナビリティ報告書を予測する上で、有用な参考資料となります。

サステナビリティ報告調査の概要

各法域の上場上位50社(13法域を対象)

GRIおよびTCFDの原則に基づき、共通のサステナビリティ報告の属性を分析

2021年半ばに入手可能な最新のサステナビリティ報告書に基づく

来るべきサステナビリティ報告書を見据え、現状に対する洞察を提供

方法

調査の範囲

本調査は、アジア太平洋地域において選ばれた法域、すなわち、オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムにおける時価総額上位50社に焦点を当てています。

識別した対象企業は、各証券取引所、すなわち、オーストラリア証券取引所、上海証券取引所、香港証券取引所、BSE(旧ボンベイ証券取引所)、インドネシア証券取引所、東京証券取引所、マレーシア証券取引所、ニュージーランド証券取引所、フィリピン証券取引所、シンガポール証券取引所、台湾証券取引所、タイ証券取引所に上場している企業です。

レビューされた情報は、2021年半ばに入手可能な最新のサステナビリティ報告書に基づいています。サステナビリティ報告書を英語で発行している企業のみを含めており、合計650社の上場企業のサステナビリティ報告書を分析しています。

調査のフレームワーク

本調査で用いた評価のフレームワークは、GRIおよびTCFDを参照して開発されました。GRIは継続して高いレベルで適用されていることから、またTCFDは気候変動への注目が高まり重要性が増していることから参照しました。これらの属性に照らしてサステナビリティ報告書を分析しました。

エリア	サブエリア
マテリアリティと ステークホルダー・ エンゲージメント	1. 重要性のあるESG要因の開示 2. 重要性のあるESGトピックの決定に関するステークホルダー・エンゲージメントの開示 3. ステークホルダー・エンゲージメント・チャンネルとステークホルダーの懸念への対応の開示
戦略と目標	4. サステナビリティ目標と財務パフォーマンスとの関連性の開示 5. 目標の開示
気候変動とリスク マネジメント	6. サステナビリティ課題としての気候変動の識別 7. 気候変動リスクや機会の識別と管理 8. 全体的なリスク管理に統合した気候関連リスクの開示 9. 目標の開示および/または気候関連のリスクと機会の追跡
ガバナンスと責任	10. サステナビリティ・ガバナンスに関する開示
信頼の構築	11. 報告範囲の開示 12. アシユアランスの開示

以下のページでは、各法域(上場企業上位50社)のサステナビリティ報告の状況を、これらの属性に照らして分析しています。

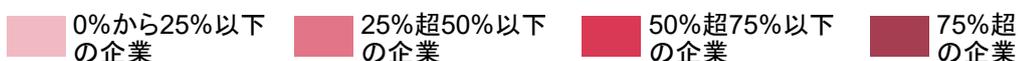


利用されているサステナビリティ報告の基準およびフレームワークの状況

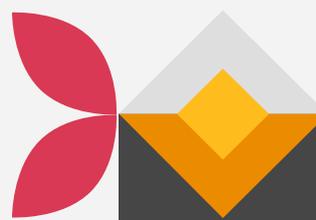
対象企業では、SDGs、GRIが最も多く、次いでTCFDが利用されています。

将来的にはTCFDが特定の法域で義務付けられることになるため、TCFDと統合した報告が増えることを想定しています。

	SDG	GRI	TCFD	UNGC	IIRC	SASB	CDP
全体	76%	75%	36%	23%	20%	18%	17%
オーストラリア	80%	72%	80%	44%	4%	24%	30%
中国	60%	78%	14%	18%	0%	2%	4%
香港	58%	70%	36%	26%	8%	20%	18%
インド	62%	60%	12%	22%	50%	4%	8%
インドネシア	82%	78%	4%	8%	2%	14%	6%
日本	94%	68%	64%	24%	36%	22%	24%
マレーシア	88%	80%	28%	16%	48%	10%	12%
ニュージーランド	52%	38%	40%	0%	28%	2%	14%
フィリピン	96%	88%	48%	24%	24%	42%	10%
シンガポール	88%	96%	38%	36%	18%	20%	20%
台湾	94%	100%	80%	40%	14%	64%	46%
タイ	94%	92%	24%	36%	12%	14%	32%
ベトナム	42%	58%	0%	2%	12%	2%	0%

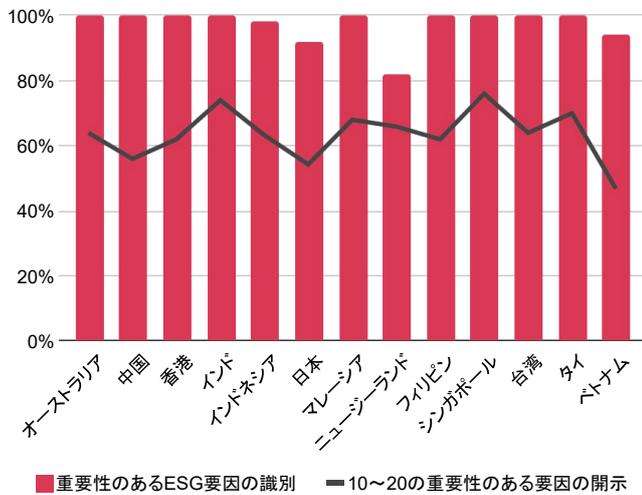


以降のページでは、先に概説した属性に対して、選ばれた13法域(上場企業上位50社)におけるサステナビリティ報告の状況を分析しています。分析結果は、企業が所在する各法域におけるサステナビリティ報告規制の導入の時期と範囲(サステナビリティ報告の要求事項と推奨事項の性質と焦点を含む)によって、ある程度左右される可能性があることをご考慮ください。

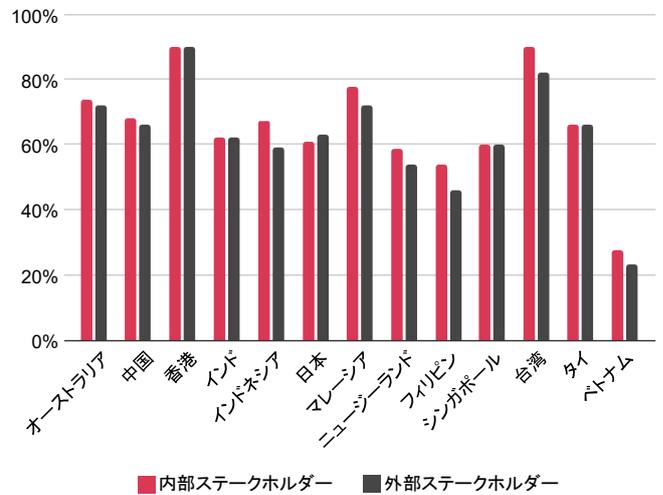


マテリアリティとステークホルダー・エンゲージメント

図表1: 重要性のあるESG要因の開示



図表2: 重要性のあるESGトピックの決定におけるステークホルダー



なぜこれが重要か

組織のコア戦略と長期的な価値創造にとって重要性のあるESGトピックを識別することは、組織が、こうした重要性のあるESGトピックに関連するリスクを管理し、機会を開拓する取り組みに優先順位を付けてチャネル化するのに役立ちます。重要性のあるESG要因の開示は、組織がステークホルダーにとって最も関連性のある主要なサステナビリティ課題を理解していることを示しています。このような開示は、投資家が自らの投資のリスクと機会にとって重要な要因を理解するためにも役立ちます。

実施状況

- ほとんどの企業(62%)が10から20の重要なトピックを開示しています。
- さらに、80%の企業が重要性のあるESG要因の選定プロセスを開示しています。
- アジア太平洋地域において最も言及されている重要な問題は、労働安全衛生、訓練・教育、雇用慣行など雇用関連の問題と、地域社会の関与やエネルギー問題です。

(注)「重要性のあるESG要因の識別」の根拠は全社、「10~20の重要性のある要因の開示」の根拠は、重要性のある要因の開示を行った企業

なぜこれが重要か

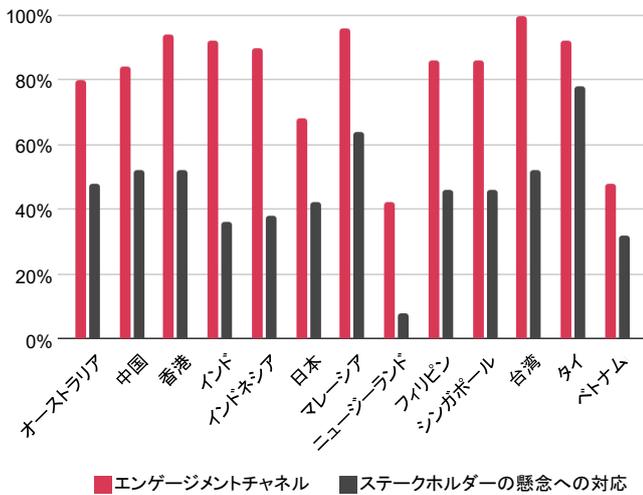
ステークホルダー・エンゲージメントの開示により、組織にとって最も重要なESGトピックの決定に、ステークホルダーがどれほど広範かつ強力に関与しているかを理解することができます。また組織は、ステークホルダーとの積極的な関与を通じて、包括的な分析を実施する際に幅広い見解を検討し、識別されたサステナビリティ課題の優先順位付けと行動について、情報に基づいた決定を行ってきたことを示しています。これにより、潜在的な情報ギャップが減少し、信頼が高まります。

実施状況

- アジア太平洋地域の企業は、重要性のあるESG論点を決定する際における、内外のステークホルダーとのエンゲージメント割合が同程度であることを示しています。
- 香港、マレーシア、台湾といった法域では、内外双方においてステークホルダーから重要な要因を開示している比率が高いことに注意する必要があります。



図表3: ステークホルダー・エンゲージメント・チャンネルの開示とステークホルダーの懸念への対応

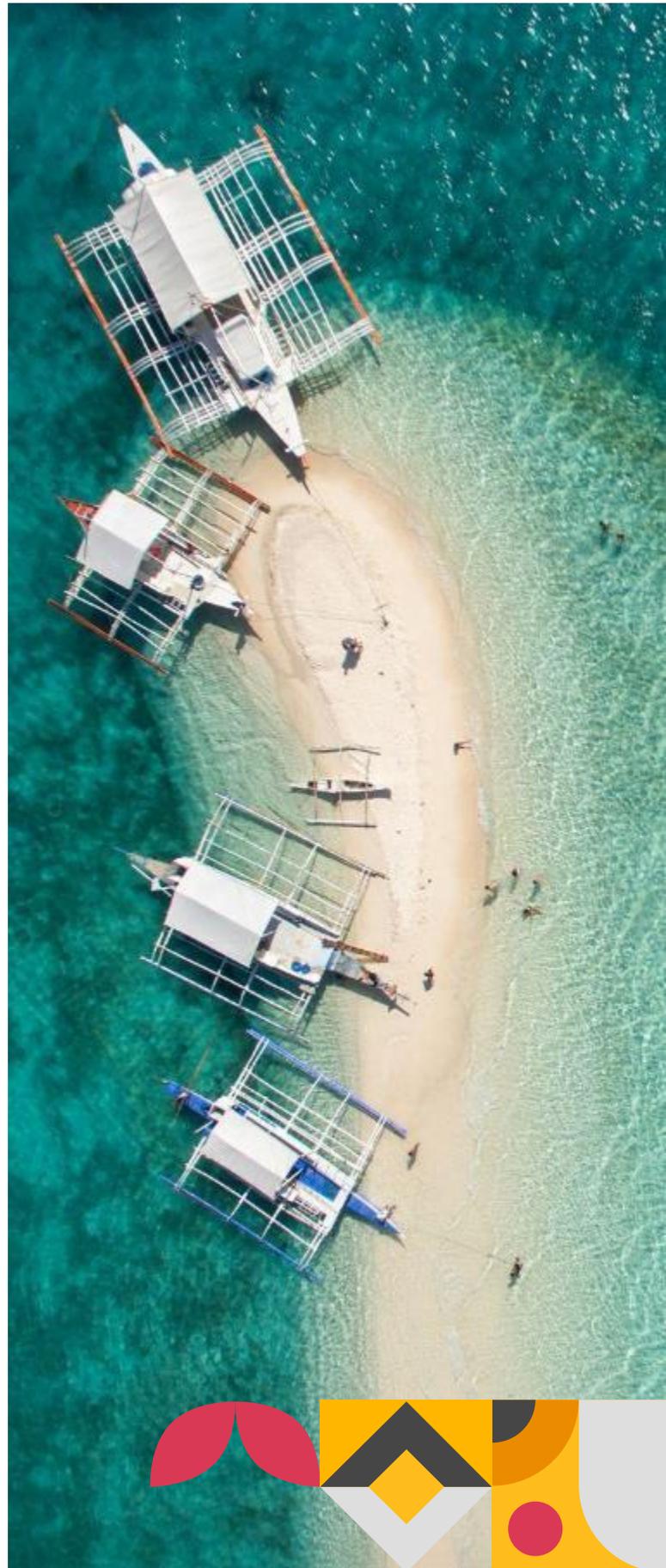


なぜこれが重要か

適切なエンゲージメントチャンネルを活用し、適時に懸念への対応を行うことで、ステークホルダーは、重要なトピックに関するフィードバックが求められており、また価値を保護しリスクを管理するための行動がなされていると知って安心することになります。

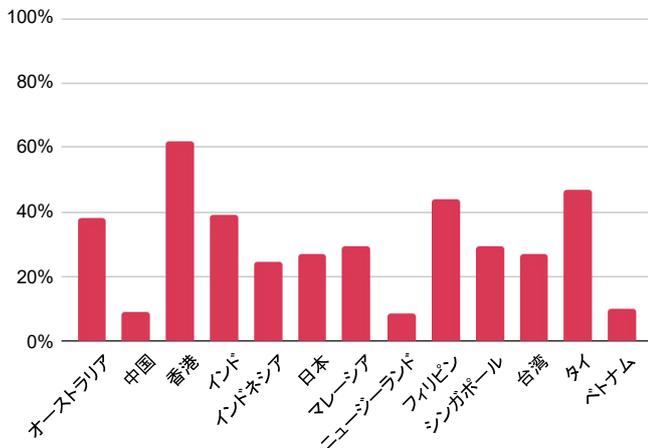
実施状況

- 81%の企業が、さまざまなステークホルダーグループに採用しているエンゲージメントチャンネルを開示しています。
- 多くの法域では、ステークホルダー・エンゲージメント・チャンネルについてかなりのレベルでの開示がなされていますが、ほとんどの場合においてステークホルダーの懸念への対応に改善の余地が残されています。
- ステークホルダーから提起された懸念に対処したと報告した企業はわずか46%でした。タイとマレーシアは、緩和戦略については最高レベルの開示を示しました。報告された戦略には、研究開発への製品ステewardシップの統合、生産設備の視察、必須のスタッフ研修などがあります。

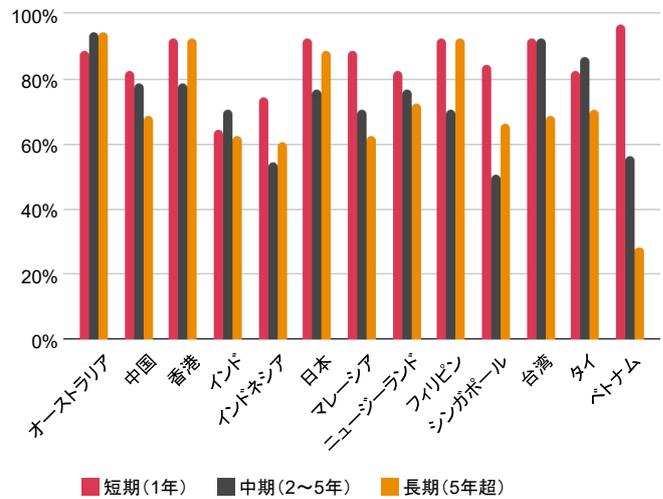


戦略と目標

図表4: サステナビリティ目標と財務パフォーマンス



図表5: 目標の開示



なぜこれが重要か

明確に定義された目標が自社の事業戦略と結びついている企業は、ESG指標の財務上の関連性の追跡と実現に一步近づいています。また、目標と事業戦略のより大きな統合を示すことは、企業がサステナビリティ課題を戦略とリスク管理プロセスにどの程度組み込んでいるかを投資家に示すことにもなります。

実施状況

- 80%以上の企業が、自社の事業戦略に結び付いた目標を開示しました。目標は、長期的かつ定性的な目標と定量化可能な指標の形で提示されました。
- ただし、アジア太平洋地域において、財務業績に結び付いた目標を報告している企業は約3分の1 (29%)のみとなっています。

なぜこれが重要か

短期的および長期的な目標はいずれも、組織にとって重要な排出量、水、健康、安全といったESG分野の改善を確実にします。

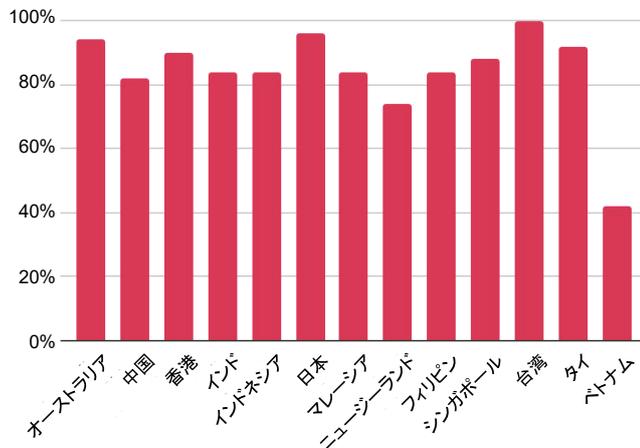
実施状況

- 短期的な目標が最も多く報告されています。
- 中長期的な目標は、あまり言及されていません。オーストラリアは例外であり、ほぼ全ての企業が中長期的な目標を開示しています。
- 掲げられた長期目標のうち、GHG排出量の削減、カーボンニュートラルの目標、女性の経営幹部への登用の増加が一般的に報告されました。
- 85%の企業が短期目標を開示し、73%の企業が中期目標を開示し、71%の企業が長期目標を開示しました。

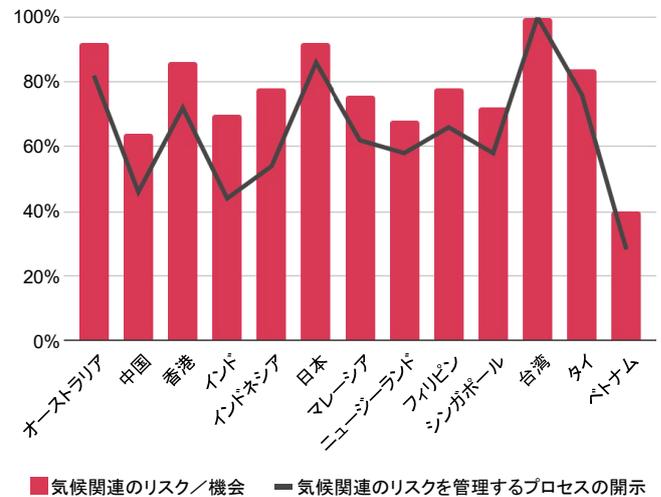


気候変動とリスクマネジメント

図表6: サステナビリティ課題としての気候変動の識別



図表7: 気候変動リスク／機会の識別と管理



なぜこれが重要か

アジア太平洋地域の膨大な人口、経済およびコミュニティは、気候変動に対して極めて脆弱です。2021年11月に発行されたPwC『「コードレッド」—アジア太平洋が『グリーン』に向かうべきとき¹⁾』によれば、アジア太平洋地域は2020年に0.9%の割合で脱炭素化を行っており、パリ協定の目標である1.5°Cに達するために必要な年間12.9%の脱炭素化率を大きく下回っています。2020年には、アジア太平洋地域が世界のエネルギー関連CO₂排出量の52%を占めました。1.5°Cという目標を達成し、ネットゼロに到達するためには、アジア太平洋地域は脱炭素化の取り組みを早急に加速する必要があります。

気候変動に関する開示は、サステナビリティ報告や、気候関連の移行リスクや物理的リスクに対処する作業において、ますます重要な部分となってきています。企業は、増大する規制要件やステークホルダーの期待を反映するために戦略や事業モデルを適応させる際に、課題と機会の両方に直面することになります。

実施状況

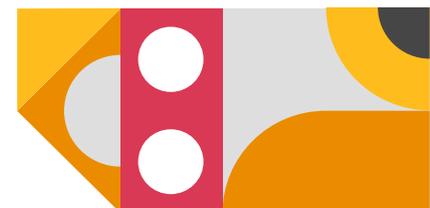
- ほとんど全ての法域において、大多数の企業(84%)が気候変動をサステナビリティ課題として認識しています。
- 台湾の上位50社全てと、オーストラリアと日本の上位50社のほぼ全てが、気候リスクと機会を開示しました。
- これは、PwCの「[第25回世界CEO意識調査アジア・パシフィック](#)」での調査結果と一致しており、サンプリングされた企業の社内外のステークホルダーのうち、気候変動にあまり関心を持っていないのはわずか18%でした。

なぜこれが重要か

一般的に、気候変動を重要なトピックとして識別した企業は、気候関連のリスクや機会の詳細も開示し、気候関連のリスクを管理するためのプロセスも開示しています。投資家やその他のステークホルダーは、組織の気候関連リスクがどのように識別、評価、管理されているか、またそれらのプロセスが既存のリスク管理システム全体に統合されているかを理解する必要があります。オーストラリア、日本、台湾は、気候関連のリスク／機会と、気候関連のリスクを管理するための関連プロセスの両方を開示している企業の割合が高い法域として際立っています。

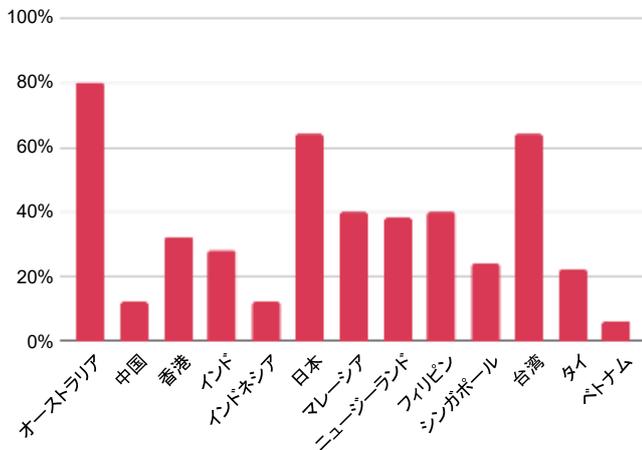
実施状況

- アジア太平洋地域における上位企業の大部分(84%)が、気候変動をサステナビリティ課題として認識していますが、気候変動が事業にどのような影響を与え、関連するリスクを企業がどのように管理しているか検討している企業の割合は、かなり低い(41%)です。

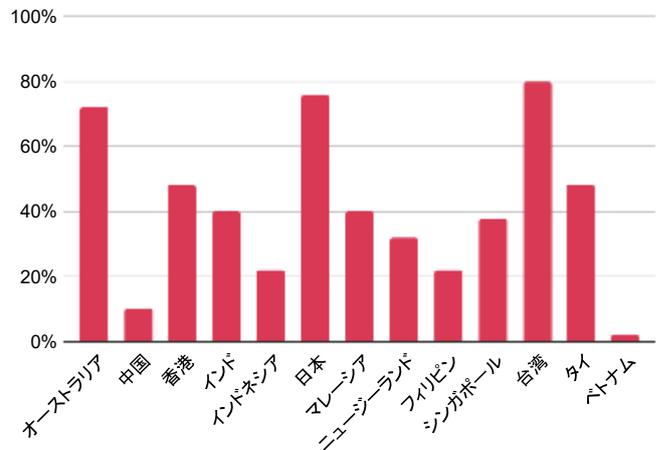


1. <https://www.pwc.com/gx/en/asia-pacific/net-zero/asia-pacific-code-red-to-go-green.pdf>

図表8: 気候関連リスクの全体的なリスク管理への統合の開示



図表9: 目標の開示および／または気候関連のリスクと機会の追跡の開示



なぜこれが重要か

気候関連リスクのリスク管理への統合は、適応策であれ緩和策であれ、気候関連リスクを管理する上で極めて重要です。このような開示は、気候関連の財務開示の利用者が、組織の全体的なリスク・プロファイルとリスク管理活動を評価するのに役立ちます。

実施状況

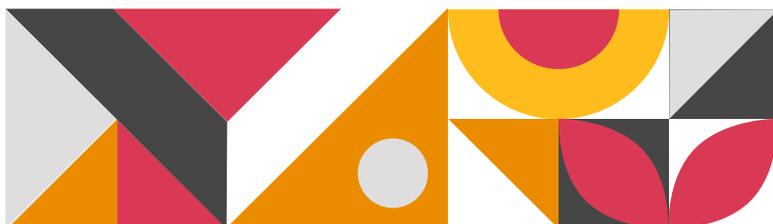
- これは、改善の余地がある領域です。アジア太平洋地域における上位企業の大部分が、気候変動をサステナビリティ課題として認識しているものの、全体的なリスク管理にどのように統合されているかを開示しているのはわずか36%でした。
- これは、気候関連財務開示に関するタスクフォースの2021年状況報告書のグローバルな調査結果と整合しており、報告者のうち気候関連リスクのリスク管理への統合を開示している比率は低い状況(27%)にあります。

なぜこれが重要か

目標は、二酸化炭素排出原単位やファイナンスドエミッションの削減などの目的に向けた改善や進捗を追跡するために不可欠です。目標の開示は、説明責任の確保にも役立ちます。

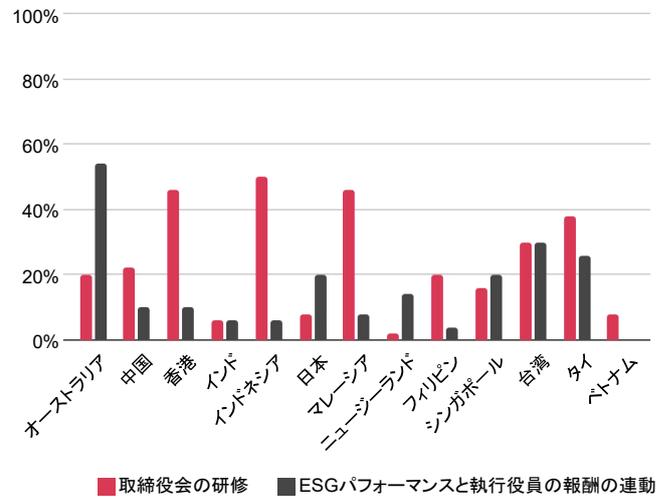
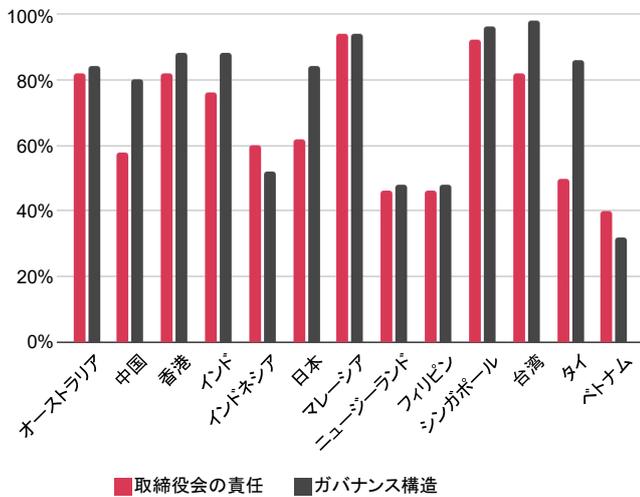
実施状況

- 41%の企業が、気候関連のリスクと機会に関する目標を報告したり、そのような目標に対するパフォーマンスを開示したりしています。
- アジア太平洋地域における企業の12%は、SBTiへ署名し、気候目標の設定に取り組んでいます。
- また、大手企業はサプライヤーと連携し、サプライチェーンの脱炭素化に取り組んでいます。



ガバナンスと責任

図表10: サステナビリティ・ガバナンスに関する開示



なぜこれが重要か

サステナビリティ課題に関する取締役会の責任を開示し、適切なESGガバナンス構造を導入することは、監督と責任を確立するのに役立ちます。これにより、戦略を実行するために必要なフレームワークとリソースが整備されているという確信を得ることができます。

取締役会のスキルを高めることで、取締役会がガバナンスと監督の義務を果たす能力を示すことができます。ESGパフォーマンスと役員報酬との連動は、サステナビリティのパフォーマンスや行動をサステナビリティ目標と整合させます。

実施状況

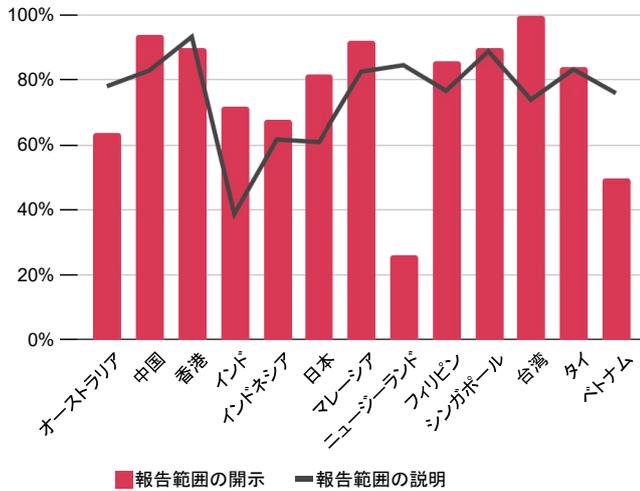
- 調査対象企業の80%以上がサステナビリティ目標を設定・開示しており、75%がESGガバナンス構造を開示しており、67%が取締役会の責任を開示しているなど、その調査結果は明るい傾向を示しています。調査対象企業の約60%がこれら全てを開示しています。
- オーストラリア、香港、マレーシア、シンガポール、台湾は、取締役会の責任と企業のESGガバナンス構造の開示で際立っています。
- 取締役会の研修やESGパフォーマンスと報酬の連動に関する報告は低い(それぞれ24%および16%)ものの、オーストラリアにおいては、ESGパフォーマンスと報酬との連動を報告している企業が大半であり際立っています。
- 興味深いことに、PwCの「[第25回世界CEO意識調査アジア・パシフィック](#)」によれば、顧客信頼指数で上位にランクされている企業は、非財務上の成果が報酬と結びついている可能性が大幅に高くなっています。



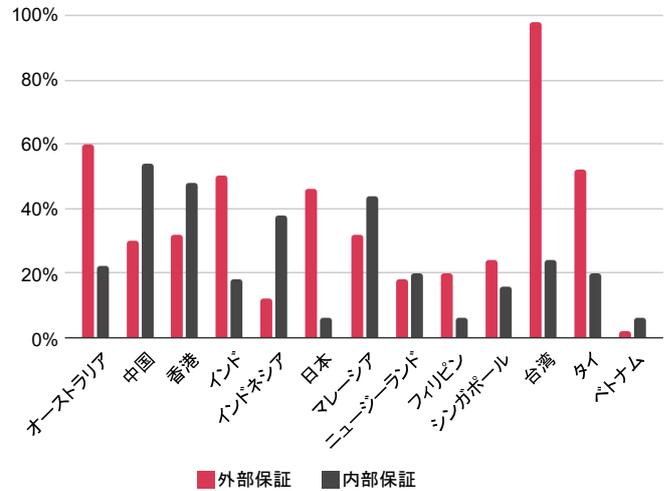


信頼の構築

図表11: 報告範囲の開示



図表12: 保証の開示



なぜこれが重要か

報告範囲の開示は、サステナビリティ報告書に記載されている内容に対する透明性を高めます。これは、サステナビリティ報告の成熟度が高まっていることを考えると、非常に重要です。

実施状況

- 中国、香港、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイでは、報告範囲の開示や説明がある企業の割合が高いです。
- 一般的に、報告範囲の開示の割合が高い法域は、この開示に関連する要求事項または推奨事項がある法域です。

(注)「報告範囲の開示」は全社ベース、「報告範囲の説明」は報告範囲を開示した企業ベース

なぜこれが重要か

サステナビリティ報告書の主要分野に対する保証は、信頼性を付加し、ESG開示への信頼を構築し、報告書利用者における信頼水準を高めます。また、報告期間中の組織のパフォーマンスに対して、経営者と株主に自信を与えます。

実施状況

- 台湾を除いてアジア太平洋地域では、ESGの保証は比較的低いままで。

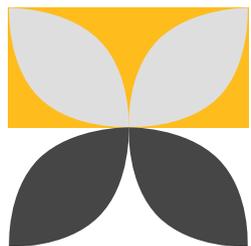




06

サステナビリティ報告を優れたものにするための私たちのアプローチ

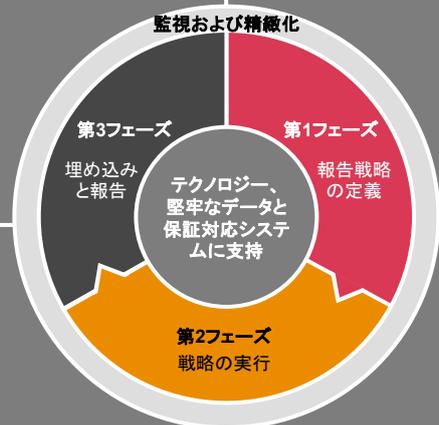
以下の図では、サステナビリティ報告書を作成するための主要なステップについて、サステナビリティ報告全体に期待される属性を含めて、私たちの考え方を示しています。



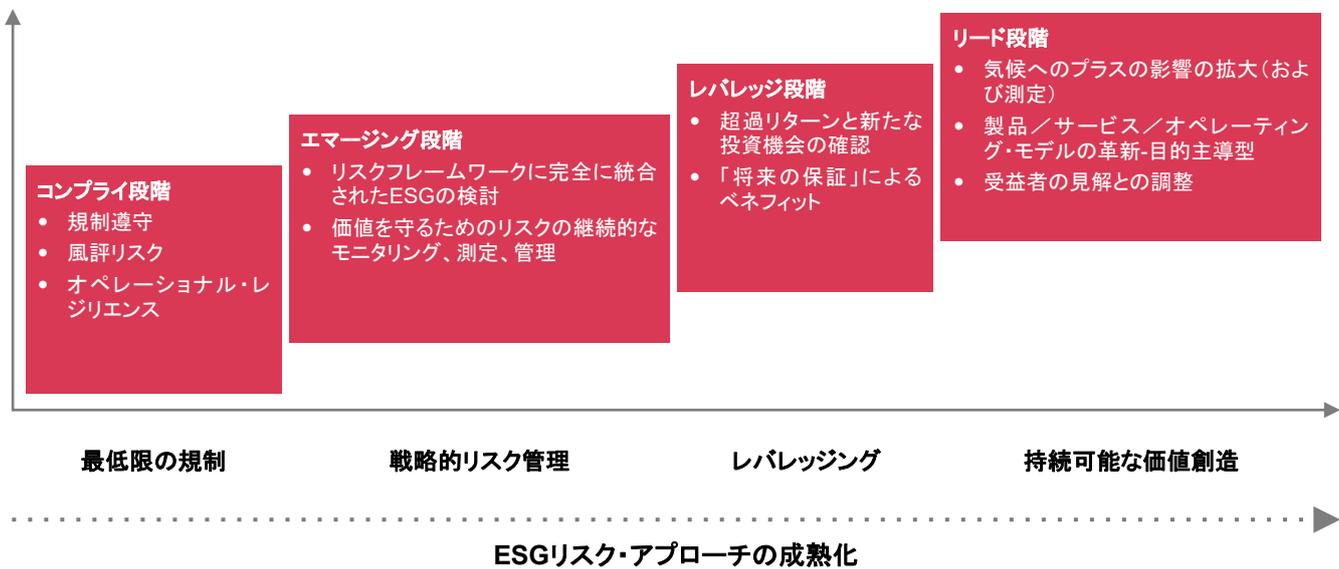


PwCの特徴的なESG報告は、洞察力があり、端的で信頼される報告を通じて、株主と社会のための価値の創造を目的としています

なぜ重要なのか	アプローチ: 戦略主導、変革主導、または報告主導	創出された価値
信頼の構築 高品質データと標準化されたESG報告プロセス、システム、内部統制により、 企業の評判 を高めて事業運営のライセンスを強化	データの埋め込み 報告書の作成	報告レベルの定義 現状のレビュー ギャップの識別 明瞭な表現
透明性の向上 確立された基準を使用し、 ステークホルダーからの要求と現在および将来の規制 に対応することで、自社事業に重要な情報を報告	埋め込みと報告	報告戦略の定義
リスクと機会に加えて リスクを管理し機会を創出する決定を周知させるための 企業の全体的な見解	リスクと機会の統合	企業文化、社内方針および組織構造に統合したESG報告を促進する環境の構築 サステナビリティ目標の達成を促進する効率的かつデータに基づいた報告プロセス ESG戦略目標に対する意思決定を最適化する管理能力とESG関連ツールの強化
企業価値の向上 従業員エンゲージメント、より大きなリターンを得る機会、および資本調達へのアクセスを向上	導入計画の策定	自社のサステナビリティ戦略から生み出される価値についての明確なコミュニケーション サステナビリティ目標に対する達成度の説明 環境的影響の測定および報告におけるリーダーとしての地位



企業の意識レベル





以下の表では、サステナビリティ報告の卓越性に関する主要な領域、各々が重要である理由、および成熟段階に応じて何が必要になるのかを示しています（報告企業は、各法域における特定の要求事項や推奨事項にも目を向ける必要がある点に注意してください）。

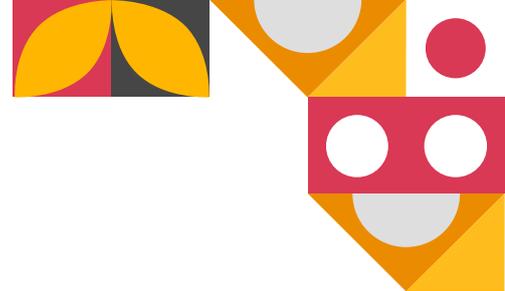
		何を	なぜ
サステナビリティは、自社組織の目的と戦略にどのように適合しているか	組織の概要	自社組織の主要な活動と事業活動を行う環境についての概要を提供します。	これは、自社組織の権限のより広い文脈に対して、サステナビリティ情報を表示するのに役立ちます。また、その概要は、報告書に記載されているデータの範囲、例えば、どの活動が対象で、どの活動が対象外であるかを明確にするためにも重要です。
	目的	株主に財務上の利益をもたらすだけでなく、自社組織の存在意義を説明する明確で簡潔な目的を伝えます。	これは、自社の事業が存在する理由や達成しようとしている内容を示しており、事業の中核であり、全てのステークホルダーにとって明確な共有された目的を生み出しています。
	戦略	自社のサステナビリティ戦略が、中核的な企業戦略にどのように統合されているかを説明し、それが経営にどのように浸透しているかを示します。	これは、サステナビリティが自社の組織に対する単なる「付加（アドオン）」ではなく、あらゆる活動において考慮されていることを証明しています。短期、中期、長期のサステナビリティ戦略を立てることは、将来の主要なサステナビリティ目標に向けた進捗状況を把握するのに役立ちます。





		何を	なぜ
自社の優先順位をどのように考えているか	マテリアリティ	自社組織や主要なステークホルダーにとって最も関連するサステナビリティ課題を理解していることを示します。	これは、自社の活動が最大の影響を与える、最も重要なサステナビリティ課題に焦点を当てていることを証明しています。
	ステークホルダー・エンゲージメント	自社の主要なステークホルダーとどのように関与し、それがサステナビリティ戦略にどのような影響を与えたかを説明します。	これは、幅広い見解を検討し、その後サステナビリティ課題に優先順位を付けて行動することについて情報に基づいた決定を行ってきたことを示しています。
	リスクと機会	サステナビリティ課題から生じる組織の主要な戦略的リスクと機会を説明します。	これにより、外部のサステナビリティ要因が自社の事業の成功に与える影響を考慮し、それに基づいて行動しているという確信が得られます。





		何を	なぜ
パフォーマンスをどのように監視し、管理しているか	KPIと目標	自社のサステナビリティ戦略に直接関連するKPIを識別し、パフォーマンスを評価できる、挑戦的ではあるが現実的な目標を設定します。	目標に向けた進捗状況の明示は、自社が設定した目標に対する自らの説明責任を示しています。
	影響	自社事業の社会、環境および経済への影響について明確な説明と定量化を提供します。	これは、社会および環境への幅広い影響についての十分な理解を示しています。この理解により、より持続可能な事業に向けて、より多くの情報に基づいた決定を下すことができます。
	ガバナンス	企業のサステナビリティ・ガバナンス構造について明確に説明し、サステナビリティ戦略を遂行するために取締役やスタッフがどのようなインセンティブを与えられているかを説明します。	これにより、戦略が遂行されるために必要な枠組みとリソースが整備されているという確信を得ることができます。ガバナンスの枠組みに上級スタッフを含めることにより、戦略に対する自社のコミットメントをさらに示すこととなります。





		何を	なぜ
事業のより広範な実行可能性をどのように検討しているか	バリューチェーン	プラスとマイナスの双方において、環境、社会、経済に与えるあらゆる影響を考慮するために、自社事業に関連する上流および下流のバリューチェーンの側面を検討します。	これは、自社組織が社会のサステナビリティ課題に及ぼす幅広い影響について理解していることを示しています。全体的に考えることで、自社の中核事業のみを考えるよりも大きなプラスの影響を生み出す領域を識別できます。
	将来志向	自社事業に影響を及ぼす可能性のある将来の資源制約（例えば、自然資本や人的資本を含む非財務領域）について検討していることを開示します。	これは、将来における自社組織の事業中断を防ぐために、資源リスクを監視し、最小化することを示します。
明確さと透明性をもってどのように報告しているか	バランスのとれた報告	バランスのとれた透明性のある方法で情報を開示し、改善がどこでどのように行われるかを説明します。	自社の成功だけでなく、負のサステナビリティに対する影響も認識することは、サステナビリティ目標に向けた進捗について、誠実で透明性が高いことを自ら認識している組織であるという自信を与えます。



自社の報告をより効果的にする方法のヒント

(報告企業は、各法域における特定の要求事項や推奨事項にも目を向ける必要がある点に注意してください)

報告領域	報告のヒント(初級)	報告のヒント(中級)	報告のヒント(上級)
組織の概要	自社の規模、業務、活動の概要を示すことで、自社組織を紹介します。	自社組織の責任と目的に関連して、自社のサステナビリティ活動を文脈化します。	自社組織の役割や活動から生じる、直接的および間接的なサステナビリティへの影響を説明します。
目的	簡潔なステートメントにより明確な目的を定義します。	自社の目的が核心的な事業活動と整合しているか確認します。	自社の目的への言及は、全ての企業のコミュニケーションにおいて一貫していなければならない、その目的は、自社の核心的な事業戦略の基礎を形成しなければなりません。
戦略	自社のサステナビリティ戦略が核心的な事業戦略にどのように統合され、核心的な目標と調整されているかを示します。	短期、中期および長期にわたる自社のサステナビリティ戦略について明確に説明します。	自社組織全体に自社のサステナビリティ戦略を浸透させるための構造、システムおよび活動計画について報告します。関連性がある場合、自社の戦略をSDGsに整合させ、ネット・ゼロ計画を組み込みます。
マテリアリティ	重要性があるとして識別した課題とその理由を報告します。	最も重要な課題を決定するために行われたプロセスや、どの主要なステークホルダーが関与したかについて報告します。	自社の報告を重要な問題にフォーカスし、それらを自社の戦略およびKPIに紐付けます。関連性がある場合、自社の重要な課題をSDGsに整合させます。自社の課題を視覚的に提示します。
ステークホルダー・エンゲージメント	自社の内外における主要なステークホルダーを識別し、それらがどのように関与してきたかを記述します。	ステークホルダーが重要であると識別した課題や、その課題に対してどのように取り組んでいるか、今後どのように取り組んでいくかについて記述します。	ステークホルダーとの協議と、自社のマテリアリティ、戦略、リスクと機会の計画プロセスとの関連性を示します。自社のサステナビリティ報告書からのメッセージを伝える代替的な媒体を検討します。
リスクと機会	自社組織が管理しているサステナビリティ関連のリスクと機会を列挙します。	これらのリスクと機会に対処するために実施している活動計画を記述します。	これらのリスクと機会の関連性と財務上の影響を開示します。TCFD提言に従い、自社事業が直面する気候関連のリスクと機会を識別します。

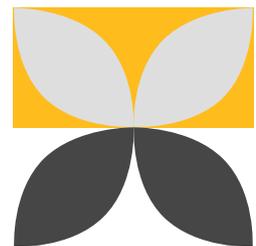


報告領域	報告のヒント(初級)	報告のヒント(中級)	報告のヒント(上級)
KPIと目標	時系列の趨勢を示すために、過去の業績データを含む、自社事業に最も関連性のあるサステナビリティに関するKPIを開示します。	これらのKPIについて、具体的かつ定量化可能な短期および中期の目標を設定します。	KPIの裏付けとなる財務上の影響を開示します。関連性がある場合、自社のサステナビリティに関するKPIと目標をSDGsに整合させます。
影響	自社事業やサプライチェーンを通じて、環境や社会のどの領域に影響を与えているのかについて、具体的かつ定性的に議論します。	自社が社会や環境に与える影響の相対的な規模を示す定量指標を開示します。	自社が社会や環境に与える影響を金額で開示します。
ガバナンス	サステナビリティ課題を担当する取締役を識別し、自社のサステナビリティ・ガバナンス構造の概要を説明します。	サステナビリティを担当する部門長などを通じて、サステナビリティ・ガバナンスが自社事業にどのように浸透しているかを紹介します。	全社的にサステナビリティ戦略を実行するためのインセンティブがどのようにスタッフに与えられているか、財務上および非財務上のインセンティブを含めて報告します。
バリューチェーン	自社のサプライチェーン、製品、サービスのプラスおよびマイナス効果を考慮します。	自社のバリューチェーン全体での重要な効果(プラスとマイナスの両方)に関する定量的データ、およびこれらに対処するための戦略を報告します。	重要なバリューチェーン効果の具体的な目標を設定し、その進捗状況を報告します。
将来志向	水、土地、木材などの自然資本の重大な使用を開示します。	将来、自然資本の利用可能性が制限されうると予想しているかどうか説明します。	自社のリスクを管理するための戦略について説明します。TCFD提言に従ってシナリオ分析を実施し、自社組織の気候変動に対するレジリエンスを理解します。
バランスのとれた報告	パフォーマンスの良し悪しを問わず、全ての目標に対する進捗状況を報告します。	パフォーマンスが悪い場合の今後の対処方法について説明します。	目標を前倒しで達成できる場合、将来に向けてさらに意欲的な目標を設定します。
保証	自社の報告の信頼性を確保するための外部のベンチマーキングなど独立したデータを参照します。	自社の報告書におけるサステナビリティデータについて、内部または外部の保証を取得します。	作業範囲、準拠する保証基準、完了した作業を明確に記載する保証意見を取り入れます。



07

その他有用な情報：付属資料

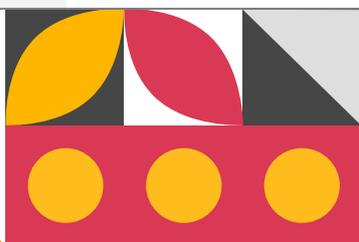




他の主要な法域におけるサステナビリティ報告に係る要求事項

以下の表は、米国、英国およびEUにおける現在および今後のサステナビリティの要求事項の概要を示しています。本報告書の発行時点である2022年4月までの情報に基づいています。

	現在の要求事項	今後の要求事項
米国	<p>2010年、米国証券取引委員会 (SEC) は、「気候変動の開示に関する委員会指針」と題する解釈指針を公表しました。</p> <p>2020年、SECは、開示の有効性イニシアチブの一部としてRegulation S-Kに基づく最終改正案を採択しました。重要な改訂点のひとつは、人的資本管理の開示の追加です。</p> <p>人的資本の開示</p> <p>2020年8月26日、SECは、事業内容、法的手続、リスク要因に関する開示要求事項を修正しました。これらはForm10-Kおよび登録届出書 (FormS-1) で要求されます。</p> <p>最終的な規則では、登録企業は、原則主義に基づく開示の全体的な枠組みの中で、人的資本の一定の側面について開示が義務付けられています。具体的には、登録企業の事業全体に対する理解において重要な範囲で、以下の開示が要求されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録企業の雇用者数を含む人的資本の記述 登録企業が事業管理に焦点を当てた人的資本の手段または目的。これには、人材の育成、確保および維持に対処するための手段や目的が含まれる可能性があります。 <p>開示された情報が事業の特定セグメントにとって重要である場合、登録企業はそのセグメントを追加的に識別しなければなりません。</p>	<p>SECの気候開示提案</p> <p>2022年3月21日、SECは、企業の事業または連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が合理的に高い気候関連リスクに関する開示を大幅に増加させるような新しい規則を提案しました。</p> <p>提案されているように、新しい規則は、登録届出書およびForm10-KおよびForm20-Fのような定期報告書における開示を要求しています。開示案の中には、TCFDが策定した開示フレームワークに基づいている項目もあります。</p> <p>この提案では、国内登録者および海外の民間発行者について、以下の開示を要求しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連の物理的リスクや移行リスク、ならびに登録企業の事業、戦略および見通しに対するそれらの実際のまたは可能性のある重要な影響 登録企業による気候関連リスクのガバナンスおよび関連するリスク管理プロセス スコープ1およびスコープ2の温室効果ガス (GHG) 排出量と、段階的に導入されるスコープ3のGHG排出量 気候関連の短期的および長期的な目標、移行計画があればそれに関する情報 <p>Regulation S-Kの上述の追加規定によって要求される開示に加えて、登録企業は、監査済財務諸表の注記に、特定の気候関連財務諸表の指標や関連する開示を含めることが要求されると想定されます。これらの開示には、深刻な気象現象やその他の自然条件、識別された気候関連リスクによる連結財務諸表における財務上の影響が含まれることとなります。集計された影響額が当該会計年度において勘定科目の合計の1%未満である場合は、開示は要求されません。</p> <p>その他の今後の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行者の人的資本管理の開示に関する今後の規則案 取締役会の多様性に関する今後の規則案 第三者のサービスプロバイダーの事前ルール作業 ESG要因に関連する問題に対処するための投資会社および投資顧問に関する今後の規則案 SECは、上場企業によるサイバーセキュリティについてのリスク管理、戦略、ガバナンス、インシデント報告に関する開示を強化および標準化するための規則の改正案を提案しました。

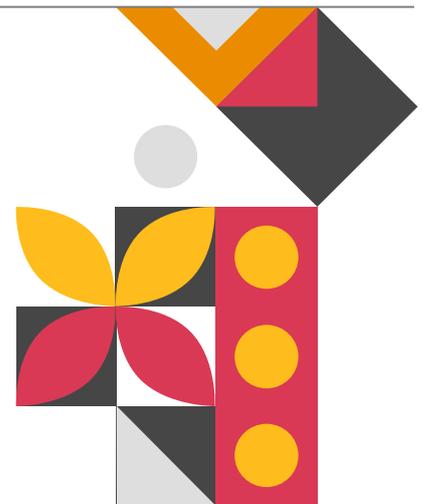




	現在の要求事項	今後の要求事項
<p>英国 (UK)</p>	<p>英国におけるESGに関する現行の報告義務は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2006年会社法セクション172(1) / 2018年英国コーポレートガバナンス・コード: ステークホルダー・エンゲージメント 2006年会社法セクション414CAおよび414CB: 非財務情報報告書 現代奴隷法 2010年平等法2017年(男女間賃金格差情報)規則 TCFDの義務化 エネルギーと炭素排出の報告制度(SECR) SECRポリシーは、「会社(取締役報告書)および有限責任事業組合(エネルギーおよび炭素排出報告書)2018年規則」が施行された、2019年4月1日に実施されました。対象となる企業は、2019年4月1日以降に開始する会計年度から準拠する必要があります。 <p>TCFDは、プレミアム市場上場企業に対して、2021年1月1日から「遵守せよ、さもなければ説明せよ(comply or explain)」ベースでの開示を義務化しました。対象となる企業が増えてきています。</p> <p>TCFDフレームワークと整合した気候関連の財務開示は、売上5億ポンド・従業員500人を超える他の全ての市場上場企業、非市場上場企業、有限責任事業組合、および銀行や保険会社に対して拡大して要求されています。これは、2022年4月6日以降に開始する期間に適用されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、2025年までのその他の英国経済のロードマップを策定しています。 2023年には、どのようにして非炭素化を計画するかの「移行計画」を企業が公表することを規定する新しい英国の要求事項が施行されます。正確な詳細についてはまだ作成中ですが、企業計画における時期やマイルストーンについてより詳しい情報の要求は、気候関連情報のより詳しい開示にも寄与することになります。 FCAは、気候やダイバーシティ&インクルージョンを含むESG課題について、より多くの情報開示と監視をもたらさうとするESGの優先順位を公表しています。 現在、サステナビリティに関する開示要求事項と投資分類に関する協議プロセスが進行中です。
<p>欧州連合 (EU)</p>	<p>EUの法令では、特定の大企業に対して、社会的・環境的課題の運営方法や管理方法に関する情報開示を要請しています。</p> <p>指令2014/95/EU、別名非財務情報開示指令(NFRD)は、特定の大企業による非財務情報および多様性情報の開示に関する規則を定めています。</p> <p>非財務報告に関するEUの規則は、現在、従業員500人超の大規模な公開企業に適用されています。NFRDの下では、大企業は次のような情報を公表しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境問題 社会問題や従業員の待遇 人権の尊重 腐敗防止・贈収賄防止 取締役会の多様性(年齢、性別、学歴、職歴など) <p>2017年6月、欧州委員会は、企業による環境および社会情報の開示を支援するガイドラインを公表しました。</p> <p>2019年6月、欧州委員会は、気候関連情報の報告に関するガイドラインを公表しました。実際には、これは、引き続き適用される非財務報告に関する既存のガイドラインを新たに補完する形で構成されています。</p>	<p>欧州委員会は、2021年4月に、NFRDの既存の報告要求事項を修正する、コーポレートサステナビリティ報告指令(CSRD)の提案を公表しました。この提案は、企業によるサステナビリティ情報の開示を改善し、標準化することを目的としています。</p> <p>中でもこの提案は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用範囲を全ての大企業や規制市場に上場している全ての企業(上場零細企業を除く)に拡大します。 報告された情報の保証を要求します。 より詳細な報告要求事項やEUのサステナビリティ報告基準に従った報告要求事項を導入します。 企業が報告する情報にデジタル的に「タグ付け」することを要求し、これにより機械で読み取ることを可能とし、資本市場同盟の行動計画で想定している欧州の単一のアクセスポイントにフィードされます。 <p>CSRDに関する欧州委員会の提案は、EUのサステナビリティ報告基準の適用を想定しています。基準の草案は、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)によって作成されることとなります。</p> <p>2022年1月には、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の草案作成に関するさらなる情報を提供するため、一連のワーキングペーパーが公表されました。</p> <p>これには、気候変動に関するワーキングペーパーが含まれていません。気候目標とネット・ゼロを達成するためにどのような情報が重要か、そしてこの情報はどのような形で提供されるべきかを明確にしています。また、投資家による評価や比較を簡素化するために、気候関連情報を提示するための包括的な構造を提供しています。</p>

アジア太平洋地域における金融機関に固有のサステナビリティ報告に係る要求事項の概要

	現在の要求事項	今後の要求事項
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアの健全性規制庁(APRA)は、気候変動に関連する金融リスクの管理について、銀行、保険会社および退職年金基金の受託機関を対象に、ブルデンシャル実務指針CPG229(気候変動金融リスク)の草案を公表しました。 	
中国		<ul style="list-style-type: none"> 中国の金融機関が、上場投資信託(ETF)からグリーン・ボンドに至るまで、クリーン・テクノロジー・ソリューションへのサステナブル投資を支援する新商品を発売する中で、中国政府は、金融活動の成長するサブセクターとなるものを規制する意図で介入しています。
香港	<ul style="list-style-type: none"> 香港のグリーンファイナンス開発のための戦略的枠組みは、2018年に初めて発表されました。2019年に、SFCは「資産運用におけるESG要因と気候リスクの統合に関する調査」を完了し、その結果を公表しました。 2021年8月、SFCはファンドマネジャーによる気候関連リスクの管理と開示に関する協議の結果を公表しました。 	
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、サステナビリティ報告書 (インドネシア金融庁) の公表と、サステナブルファイナンスの実施を求められています。 	
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> 2021年、BNMは、金融機関におけるESG原則の適用を促すため、気候変動タクソニ(CCPT)を公表しました。 	<ul style="list-style-type: none"> BNMは、気候リスク管理およびシナリオ分析に関する公開草案を公表しました。公開草案では、金融機関が2024年12月31日までにTCFDに準拠した開示を行うことが強調されています。 BNMの金融セクター・ブループリント2022-2026の戦略には、金融機関による気候リスクの開示に関する実務の強化が含まれています。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール金融管理局は、シンガポールの全ての金融機関に対して、TCFDフレームワークを活用した環境リスク管理の開示(2021年発効)を義務付けています。 	
韓国		<ul style="list-style-type: none"> 2021年12月、環境省はグリーンファイナンスの活性化を促進し、カーボンニュートラル社会へ移行するため、2年間にわたって作成された「韓国グリーン分類システム(K-タクソミー)ガイドライン」を公表しました。



PwCについて

154カ国*にオフィスを持ち、29万5,000人以上のスタッフ*を擁する私たちは、世界有数のプロフェッショナル・サービス・ネットワークです。私たちは、高品質な保証、税務およびアドバイザリーサービスを提供することにより、組織および個人が求めている価値の創造を支援しています。

* 2022年5月現在

私たちは、人間の創意工夫、実績、技術革新を組み合わせて、サステナブルな成果をもたらし、信頼を構築する問題解決者のコミュニティです。それは全てThe New Equationになります。

PwC Asia Pacificについて

顧客・サービスの国境を越えた性質のため、地域レベルで、PwCネットワーク内で連携が近年増えています。また、この協働は、アジア太平洋地域における事業機会を最大化し、将来に向けて自らを位置づける必要性からも推進されています。私たちは、地域としてはるかに大きな投資と革新的なパワーを持っています。

これらの理由から、オーストラリア、カンボジア、香港、インドネシア、日本、ラオス、マカオ、マレーシア、中国、ミャンマー、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、東ティモール、ベトナムに拠点を置くPwCメンバーファームは、総称して**PwC アジア・パシフィック**と呼ばれる協定を結んでいます。

詳細情報や貴社にとって何が問題であるかについては、<https://www.pwc.com/asiapacific> をご覧ください。



NUSビジネススクール ガバナンス・サステナビリティ・センターについて

ガバナンス・サステナビリティ・センター(CGS)は、以前はガバナンス・インスティテューション・オーガニゼーション・センター(CGIO)として知られており、2010年にシンガポール国立大学(NUS)のビジネススクールによって設立されました。これは、シンガポールとアジアの双方における、機関、政府、企業に関係するコーポレートガバナンス(CG)と企業のサステナビリティ(CS)の問題に関して、関連性や影響力の高い調査を主導することを目的としています。これには、コーポレートガバナンスと企業のサステナビリティ、同族企業、政府系企業、事業グループ、機関のガバナンスが含まれます。

また、CGSは、ガバナンスとサステナビリティに関連するトピックについて、公開講義、業界の円卓会議、学術会議などのイベントを開催しています。CGSは、シンガポールの上場企業のコーポレートサステナビリティとコーポレートガバナンスのパフォーマンスに関する国営の評価機関です。CGSの詳細については、<https://bschool.nus.edu.sg/cgs/> をご覧ください。

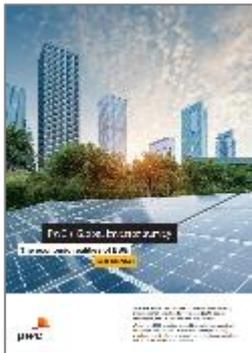
NUSビジネススクールは、50年以上にわたり、世界中の優れた学生に対して、厳格で関連性とやりがいのあるビジネス教育を提供してきました。シンガポールの独立と同じ年に設立されたNUSビジネススクールは、今日世界有数のビジネススクールです。アジアの深い洞察を備えた、最高のグローバルなビジネス知識を提供し、アジアのビジネスを国際的な成功に導き、グローバルビジネスがアジアで成功するのを支援するために学生を教育する点が特色があります。当スクールは、カスタマイズされたオープン登録のエグゼクティブ教育コースに加えて、BBA、MBA、エグゼクティブMBA、MSc、PhDプログラムなど、幅広いアカデミックプログラムのポートフォリオを用意して、多様な才能のある学生を魅了しています。NUSビジネススクールへの入学は競争が激しく、学生の並外れた質を誇りに思っています。詳細については、<https://bschool.nus.edu.sg/> をご覧ください。



PwCのサステナビリティ関連のレポート



01 [ステークホルダーからの質問: 信頼できるESGストーリーをどのように伝えていくのか](#)



02 [グローバル投資家意識調査2021
—— ESGへの取り組みに対する投資家の評価](#)



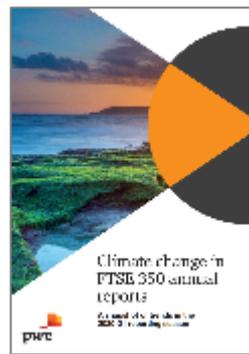
03 [非財務情報の信頼性向上: 投資家の視点](#)



04 [統合報告の導入ガイド](#)



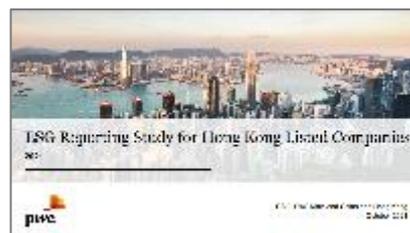
05 [サステナビリティ報告の卓越性
英国リーディングカンパニーの調査\(2021年\)](#)



06 [FTSE350年次報告書における気候変動:
2020/21年の傾向](#)



07 [オーストラリアでのESG報告: 全ての情報を伝えるか、都合の良い情報だけを伝えるか](#)



08 [香港上場企業のESG報告調査2021年](#)

PwCグローバルネットワーク

Lead authors

Eu-Lin Fang

Partner, Sustainability and
Climate Change Leader
PwC Singapore
eu-lin.fang@pwc.com

Professor Lawrence Loh

Director, Centre for Governance
and Sustainability (CGS)
NUS Business School
National University of Singapore
bizlohyk@nus.edu.sg

Authors & CGS Research Project Team

Lay Hsiah Lim

Senior Manager, Assurance
PwC Singapore
lay.hsiah.lim@pwc.com

Annette Amy Singh

Senior Research Associate
CGS, NUS Business School
National University of Singapore
annette_singh@nus.edu.sg

Aster Nguyen Thi Thuy

Research Associate
CGS, NUS Business School
National University of Singapore
aster.nguyen@nus.edu.sg

Sharmine Tan

Senior Sustainability Analyst
CGS, NUS Business School
National University of Singapore
sharminetsm@yahoo.com

Verity Thoi

Business Development Lead
CGS, NUS Business School
National University of Singapore
verity.thoi@nus.edu.sg

ESG leaders

Ivy Kuo

Partner, PwC Asia Pacific ESG
Leader
PwC China
ivy.ws.kuo@cn.pwc.com

Jon Chadwick

Partner, ESG Leader
PwC Australia
jon.d.chadwick@pwc.com

Amy Cai

Partner, ESG Managing Partner
PwC China
amy.cai@cn.pwc.com

Sambitosh Mohapatra

Partner, ESG Leader
PwC India
sambitosh.mohapatra@pwc.com

Julian Smith

Partner, ESG Leader
PwC Indonesia
smith.julian@pwc.com

坂野 俊哉

Partner, ESG Centre of
Excellence Leader
PwC Japan
toshiya.banno@pwc.com

磯貝 友紀

Partner, ESG Centre of
Excellence Technical Leader
PwC Japan
yuki.isogai@pwc.com

Steven Kang

Partner, ESG Leader
Samil PricewaterhouseCoopers,
South Korea
steven.c.kang@pwc.com

Andrew Chan

Partner, South East Asia's Consulting
Services Sustainability & Climate
Change Leader
PwC Malaysia
andrew.wk.chan@pwc.com

Annabell Chartres

Partner, ESG Leader
PwC New Zealand
annabell.l.chartres@pwc.com

Alexander Cabrera

Partner, ESG Leader
PwC Philippines
alex.cabrera@pwc.com

Eu-Lin Fang

Partner, ESG Leader
PwC Singapore
eu-lin.fang@pwc.com

Eliza Li

Leader of Sustainability and Climate
Change Services
PwC Taiwan
eliza.li@pwc.com

Chris Suradejvibul

Partner, ESG Leader
PwC Thailand
chris.suradejvibul@pwc.com

Bee Han Theng

Partner, ESG Leader
PwC Vietnam
bee.han.theng@pwc.com

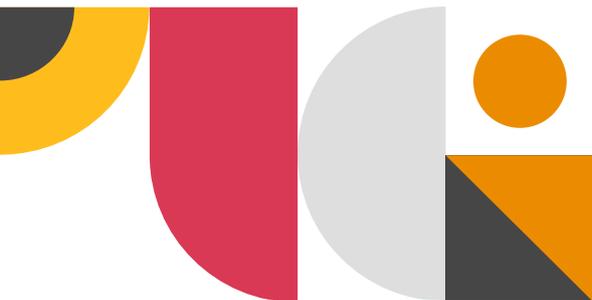
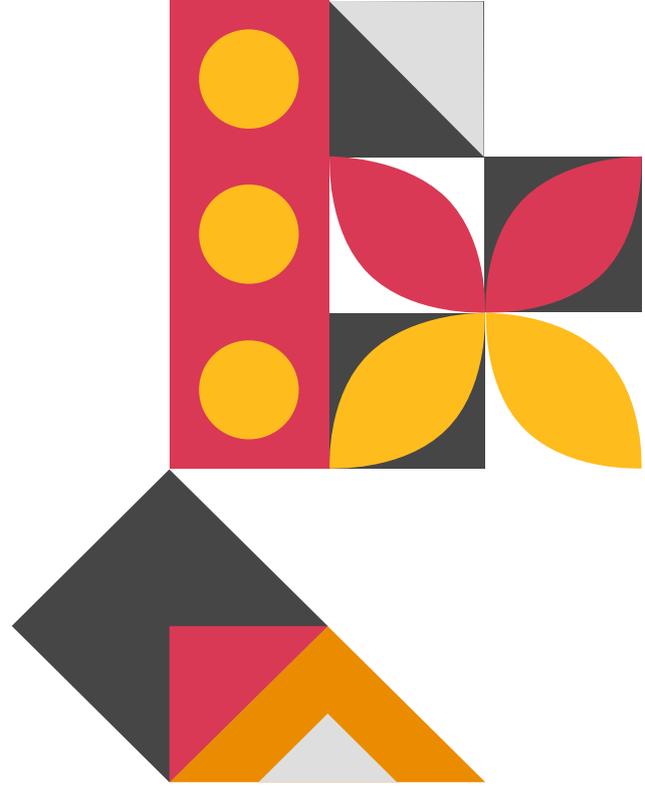


日本のお問い合わせ先

PwC Japanグループ

www.pwc.com/jp/ja/contact.html





www.pwc.com/jp

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。

複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約10,200人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにのり的確に対応したサービスの提供に努めています。

PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに327,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本報告書は、PwCメンバーファームが2022年5月に発行した『Sustainability Counts』を翻訳したものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

オリジナル（英語版）はこちらからダウンロードできます。 www.pwc.com/gx/en/about/pwc-asia-pacific/sustainability-counts.html

日本語版発刊年月：2022年10月 管理番号：I202209-02

©2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.